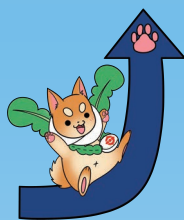


# 第6次守口市総合基本計画

いつまでも  
住み続けたいまち  
守口

暮らしやすさが、  
ちようどええ↑





# 「いつまでも住み続けたいまち 守口」を目指して

守口市は、昭和 21(1946)年 11 月に誕生しました。早くから産業都市として発展し、高度経済成長期は、豊富な財源により上下水道を始め、様々な市民サービスや学校等、多数の公共施設、社会資本を府内でもいち早く整えた「近代都市」でした。

しかし、産業構造の転換や工場の海外移転、他方で急速に進んだ人口減少や少子高齢化、加えて近年の災害リスクの高まりなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

これからは、行政だけではなく、市民や企業・団体などの「オール守口」で自らのまちづくりを考え、協働してまちの未来を描き、共に歩いていくことが大切です。

そうした思いを込めて、この度、今後 10 年間のまちづくりの羅針盤となる「第 6 次守口市総合基本計画」を策定しました。策定の過程では、たくさんの市民や各方面で活躍する有識者のご意見も計画に反映させ、総合基本計画審議会の答申、市議会でのご議決などの手順により、約 2 年の歳月を経て、令和 3(2021)年 3 月に計画策定に至りました。

折しも令和 3(2021)年は市制施行 75 周年を迎えます。この年からスタートする本計画に基づき、魅力ある定住のまちの実現をさらに進めたいと思います。そして、10 年後、市制施行 85 周年の未来の本市が、今以上にさらに「暮らしやすいまち」になっていければ良いとの思いを込め、本計画での将来都市像を市民公募に基づき『いつまでも住み続けたいまち 守口 ～ 暮らしやすさが、ちょうどええ♪～』といたしました。

また、本計画では、国際社会の共通目標である SDGs の理念を取り入れました。そして 10 年後の将来都市像を実現するため、5 つのまちづくりの目標を設定するとともに、その目標の実現を確かなものとするため、令和 3(2021)年度から 5 か年を計画期間とする「前期基本計画」も併せて策定しました。その取り組みを PDCA サイクルにより、市民の皆様にもしっかりとチェックいただくことで、全ての世代の市民が、安全に安心して、住み慣れた地域でいつまでも住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。

むすびに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、活発なご審議をいただきました総合基本計画審議会委員、市議会ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。今後とも本計画が目指すまちづくりのために一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

令和 3(2021)年 3 月

守口市長 西御 勝樹



# 目次

|               |                        |           |
|---------------|------------------------|-----------|
| <b>序論</b>     |                        | <b>1</b>  |
| 1             | 計画策定の趣旨                | 2         |
| 2             | 計画の構成と期間               | 2         |
| 3             | 基本計画の推進                | 3         |
|               | 第6次守口市総合基本計画の概要        | 4         |
| <b>基本構想</b>   |                        | <b>5</b>  |
| 1             | 基本構想の策定背景              | 6         |
|               | (1)本市を取り巻く社会状況の変化      | 6         |
|               | (2)本市の人口の見通し           | 9         |
|               | (3)本市の特性               | 10        |
|               | (4)本市の主要課題             | 14        |
| 2             | 将来都市像                  | 16        |
| 3             | まちづくりの目標               | 17        |
|               | 目標1 子どもや若い世代が夢を育めるまち   | 17        |
|               | 目標2 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち | 18        |
|               | 目標3 安全に安心して暮らせるまち      | 18        |
|               | 目標4 市民が誇れる魅力あるまち       | 19        |
|               | 目標5 持続可能な都市づくりを進めるまち   | 19        |
| <b>前期基本計画</b> |                        | <b>21</b> |
| 1             | 基本計画とは                 | 22        |
| 2             | 前期基本計画の計画期間            | 22        |
| 3             | 施策の体系                  | 23        |
|               | 各施策の構成と内容              | 24        |
| 施策1           | 子ども・子育て支援              | 26        |
| 施策2           | 青少年                    | 28        |
| 施策3           | 学校教育                   | 30        |
| 施策4           | 教育環境                   | 32        |
| 施策5           | 人権平和・多文化共生             | 34        |

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 施策6  | 男女共同参画    | 36 |
| 施策7  | 健康        | 38 |
| 施策8  | 地域福祉      | 40 |
| 施策9  | 障がい者福祉    | 42 |
| 施策10 | 高齢者福祉     | 44 |
| 施策11 | コミュニティ活動  | 46 |
| 施策12 | 市民協働      | 48 |
| 施策13 | 生涯学習・スポーツ | 50 |
| 施策14 | 文化        | 52 |
| 施策15 | 防災・減災・縮災  | 54 |
| 施策16 | 消防・救急     | 56 |
| 施策17 | 防犯        | 58 |
| 施策18 | 都市空間      | 60 |
| 施策19 | 住まい       | 62 |
| 施策20 | 緑・花・公園    | 64 |
| 施策21 | 道路・交通     | 66 |
| 施策22 | 上下水道      | 68 |
| 施策23 | 地域産業      | 70 |
| 施策24 | 魅力創造・発信   | 72 |
| 施策25 | 環境        | 74 |
| 施策26 | 行財政運営     | 76 |
| 施策27 | 公共サービス    | 78 |

## 巻末資料

81

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | SDGsについて         | 82 |
| 2 | 分野別計画一覧          | 84 |
| 3 | 守口市総合基本計画条例      | 86 |
| 4 | 総合基本計画策定体制       | 87 |
| 5 | 総合基本計画の策定経過      | 88 |
| 6 | 市民参加・参画の取組       | 89 |
| 7 | 守口市総合基本計画審議会     | 93 |
| 8 | 市歌・市章・市の木・花・市民憲章 | 96 |

## 守口市シンボルキャラクター「もり吉<sup>きち</sup>」

〈プロフィール〉

名 前：もり吉

性 別：柴犬の男の子

好きなこと：散歩

特徴①：家で採れたと～っても長い守口大根を首に巻いている。

特徴②：お母さんの手作りのポーチには、大好物の守口漬けが入っている。

性 格：やんちゃ、好奇心旺盛



MORIGUCHI CITY

# 序論



# 序論

## 1 計画策定の趣旨

本市では、高度経済成長を遂げつつあった昭和45(1970)年に、まちづくりの基本方針を明らかにするために第一次総合基本計画を策定して以降、五次にわたり総合基本計画を策定し、市政の指針としてきました。

平成23(2011)年5月に地方自治法の一部が改正され、同法第2条第4項の「基本構想策定の義務づけ」が撤廃されましたが、総合的かつ計画的な市政の運営を図るためには総合基本計画が必要と考え、守口市総合基本計画条例を平成31(2019)年3月に制定しました。

同条例では、総合基本計画を、総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画として位置づけています。基本構想及び基本計画の策定にあたっては、守口市総合基本計画審議会に諮問することとし、基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経ることとしています。

平成23(2011)年3月に策定した「第五次守口市総合基本計画」から10年の歳月が経過し、この間の社会状況の変化を踏まえ、本市の新たな未来を描くため、行政だけでなく、市民や議会、企業・団体など「オール守口」での協働によるまちづくりの「羅針盤」として新たに「第6次守口市総合基本計画」を策定します。

## 2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成します。

### 基本構想

基本構想は、守口市のまちの将来像や、その実現に向けた基本目標などを定めるものです。

基本構想の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

### 基本計画

基本計画は、基本構想で示したまちの将来像を実現するための政策の方向性や、その方向性に基づく具体的な施策などを定めるものです。第五次総合基本計画までは、計画期間を10年間としていましたが、変化の激しい時代にあって、その政策の方向性や施策などの実現をより具体的なものとするために、計画期間を前期と後期に分けることとします。

前期基本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

後期基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とすることを予定します。

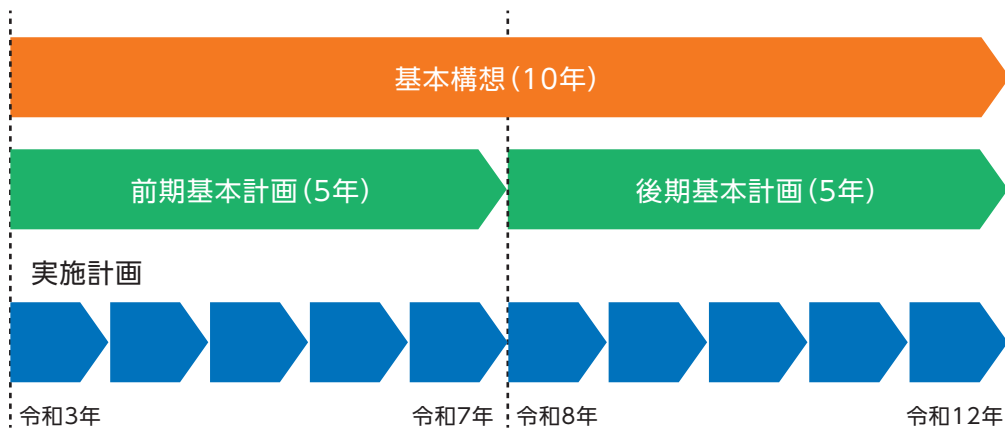


### 3 基本計画の推進

基本計画の推進にあたっては、基本計画の達成状況等を毎年チェックするなど、適切な進行管理により、計画の実効性を高めます。また、基本計画に示す施策の着実な進捗を図るため、主要な事務事業について毎年度、実施計画を策定します。

後期基本計画は、前期基本計画を評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ令和7(2025)年度中に策定することを予定します。

計画の構成と期間

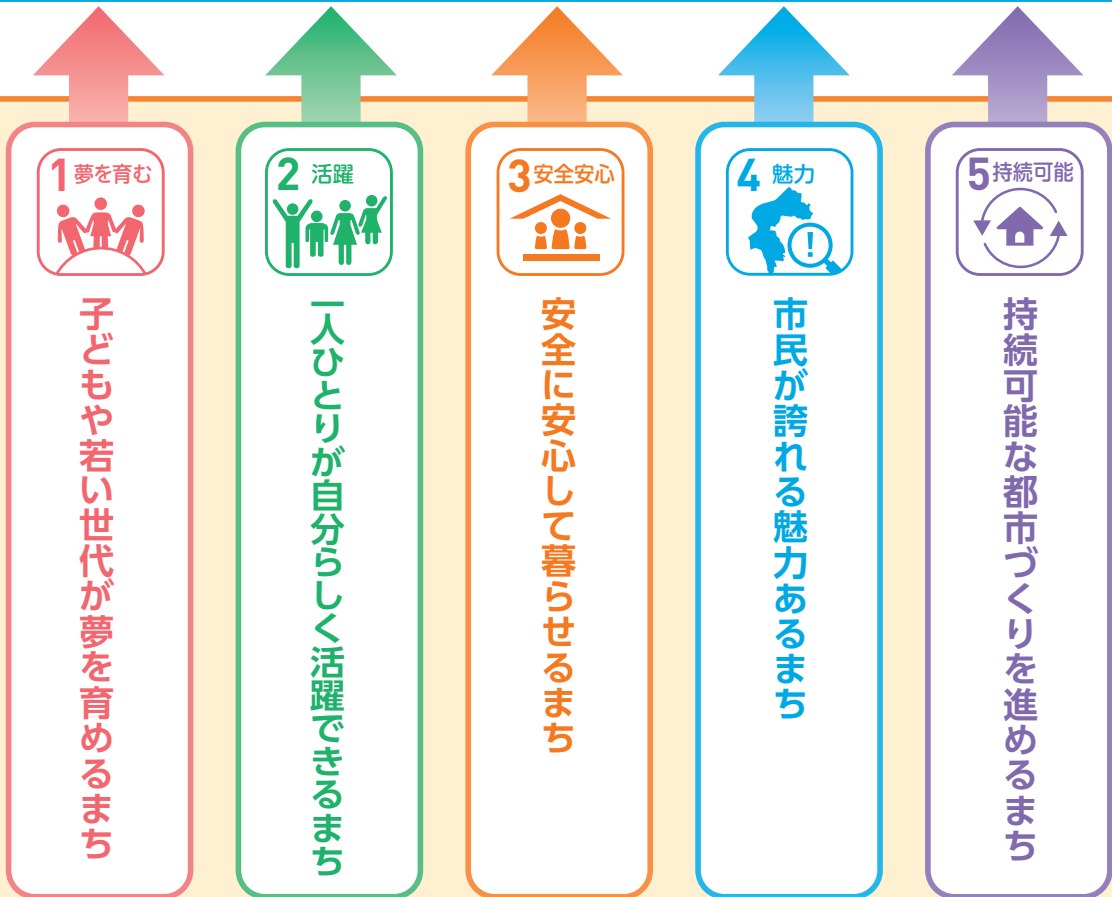


# 第6次守口市総合基本計画の概要

将来都市像

いつまでも住み続けたいまち 守口  
～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～

基本構想



まちづくりの目標

前期基本計画

|       |              |              |             |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 27施策  | 1.子ども・子育て支援  | 2.青少年        | 3.学校教育      |
|       | 4.教育環境       | 5.人権平和・多文化共生 | 6.男女共同参画    |
|       | 7.健康         | 8.地域福祉       | 9.障がい者福祉    |
|       | 10.高齢者福祉     | 11.コミュニティ活動  | 12.市民協働     |
|       | 13.生涯学習・スポーツ | 14.文化        | 15.防災・減災・縮災 |
|       | 16.消防・救急     | 17.防犯        | 18.都市空間     |
|       | 19.住まい       | 20.緑・花・公園    | 21.道路・交通    |
|       | 22.上下水道      | 23.地域産業      | 24.魅力創造・発信  |
| 25.環境 | 26.行財政運営     | 27.公共サービス    |             |

MORIGUCHI CITY

# 基本構想



## 1 基本構想の策定背景

### (1) 本市を取り巻く社会状況の変化

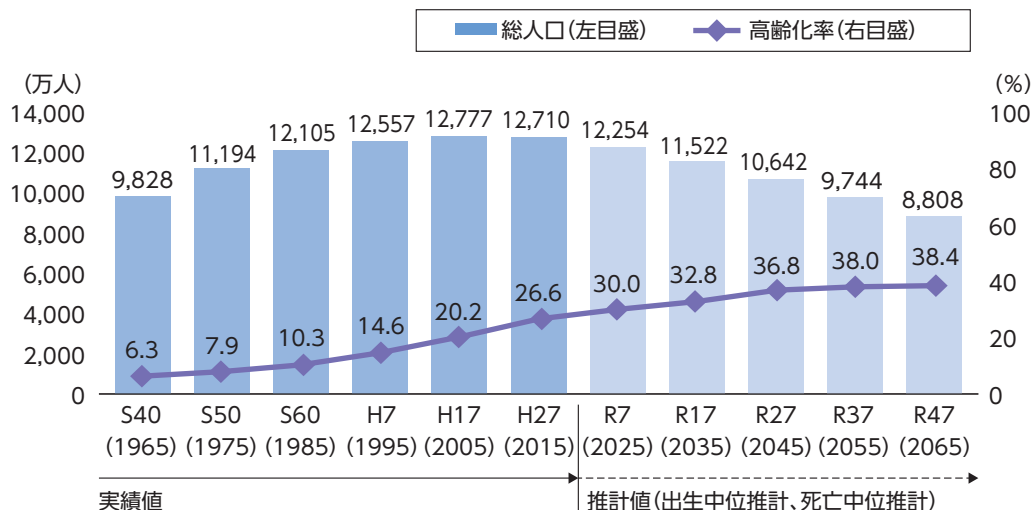
本市は、早くから企業城下町として栄えた産業都市として、上下水道の整備等、都市生活の利便性の向上に取り組んできました。しかし、産業構造の変化に加え、急激に進む人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、災害によるリスクの増加、情報技術の発展、地球温暖化の進行など、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。特に、令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症が世界的な流行となり、グローバル化がもたらす感染症に対応するための「新しい生活様式」の確立も急がれています。これらの変化が私たちの暮らしに及ぼす影響を様々な観点から想定し、「守口の将来」を考え、市民とともにその実現に取り組むことが必要です。

#### ①人口減少・少子高齢化のさらなる進行

我が国の人口は平成20(2008)年12月の1億2,809万人をピークとして減少に転じ、令和2(2020)年4月には1億2,593万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成29(2017)年推計)によると、本計画の最終年度にあたる令和12(2030)年には、1億1,913万人となる見通しです。その後も人口減少はさらにスピードが上がり、令和35(2053)年には1億人を割り込み、令和47(2065)年には8,808万人となるとされています。

様々な対策により、今後、人口減少のスピードが多少抑制されたとしても、人口減少は避けがたい我が国の未来です。人口構造をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少する中で、概ね令和24(2042)年までは高齢人口(65歳以上)のみが増加していきます。そのため、高齢者の増加への対応と、少子化対策、労働力人口の減少への対応を同時に進めていくことが必要となります。また、本格的な人口減少と税収減少を見据えて、社会インフラを適切な規模へ段階的に適正規模へと整えていくことが必要となります。

日本の人口の見通し



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より作成

## ②ビジネスや生活におけるグローバル化のさらなる進展

我が国の在留外国人は令和元(2019)年12月現在、約293万人、大阪府の在留外国人は25.6万人です。人口減少に伴って労働力不足が進むことが見込まれることから、平成31(2019)年4月に改正出入国管理法が施行されるなど、外国人人材の受け入れの取組が進みつつあります。この外国人人材の中には、我が国での滞在が長期間になる人や、配偶者や子どもの帯同が認められる人もいます。こうしたことから、地域社会において、交流人口だけでなく、定住外国人とともに暮らすということが増えていくと考えられます。生活者としての外国人が増えていくことに対応した社会づくりが必要となります。

近年、訪日外国人観光客(インバウンド)が年々増加する傾向にあり、平成30(2018)年には、初めて3,000万人台を超えました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年の訪日外国人観光客は大きく落ち込みましたが、治療薬等の開発・普及や、国際的な「新しい生活様式」の確立に伴い、インバウンド自体の趨勢は、長期的にはやがて回復すると見込まれます。また、人口減少に伴う国内マーケットの縮小に対応して海外マーケットにビジネスチャンスを見出そうとする企業はさらに増えると想定されます。今後、外国人に対するビジネスや外国人とともに行うビジネスがさらに広がっていくと考えられます。

## ③様々なリスクから身を守る「自助」の重要性の高まり

地球温暖化の影響と考えられる気候変動もあり、近年、我が国における風水害の被害が増加しています。河川氾濫や内水氾濫はひとたび発生すると、広い範囲で住戸や事業所が浸水等の影響を受けます。また、南海トラフ付近を震源とする地震は、過去も概ね100～150年間隔で繰り返し発生しています。前回(昭和19(1944)年昭和東南海地震、昭和21(1946)年昭和南海地震)の発生から70年以上が経過しており、国の中央防災会議等の知見においても、次の南海トラフ沿いの地震発生の切迫性が高まってきていると予測されています。このような災害リスクの高まりに対応して、限りなくその被害を小さなものにする減災・縮災に加えて、その後の生活再建や、事業所における被災後の事業継続をできる限り速やかに成し遂げる回復力を高めていくことが必要となっています。

加えて、感染症の世界的流行を踏まえ、感染症と自然災害に同時に対応する必要性への認識とそのための備えも求められます。

また、地域での犯罪は大きく減少傾向にあるものの、高齢者等を対象とする詐欺被害が増えています。さらに、インターネット等を介したコミュニケーションやサービスの拡大は、生活に利便性をもたらす一方で、新たな犯罪やトラブルを招いています。このように様々なリスクに対する認識を共有し、あらゆるリスクを想定したエビデンス(科学的根拠)に基づく防災・防犯に取り組むため、「公助」「共助」とともに、「自助」の重要性も一層高まっています。



平成30(2018)年大阪北部地震直後(佐太小学校)



平成24(2012)年8月14日豪雨

# 基本構想

## ④ デジタルコミュニケーション手段の高度化への対応

インターネットは、日常生活やビジネスにおいて欠かせない基盤となっています。スマートフォンやSNSの普及により、誰もがいつでもどこでもインターネットを利用して、情報を入力できるだけでなく、誰もが簡単に世界に対して情報を発信することができるようになってきました。観光分野では、SNSによる情報発信が人の流れを変えるといった例もみられます。また、これらを基盤として、個人同士でのモノやサービスのやり取りも一般的に行われているほか、フリーランスやテレワークなど様々な働き方が広がっています。さらに、感染症拡大防止の教訓を踏まえ、ビジネスや教育、行政サービス等、様々な場においてリモートによるデジタルコミュニケーション手段を活用すべきとの認識も広がりました。今後も、デジタルコミュニケーション手段の発達に伴い、技術・サービスの開発が進み、人々の暮らしやビジネスが変化していくことが想定されます。

SNS等を通じたデジタルコミュニケーションの高度化は、様々なチャンスをもたらす可能性がありますが、こういった環境変化に適応しにくい方を考慮した対応と併せ、誤った情報に左右されない主体的な情報媒体活用能力を高める情報教育や情報モラルの確立も必要となっています。

## ⑤ 持続可能な社会に向けた具体的な「行動」の必要性の高まり

国際社会においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12(2030)年を年限として「持続可能な開発目標-SDGs(Sustainable Development Goals)」の達成に向けて取組を進めています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、政府においても積極的に取り組んでいます。

SDGsでは17の国際目標が設定されていますが、自治体がそれぞれの特性に応じて、目標を設定し、取組を進めていくことが期待されています。SDGsという国際的な枠組みを活用しながら、地方自治体においても社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことや、多様な主体が連携・協力して取り組むことが必要です。

### SDGsが掲げる17のゴール



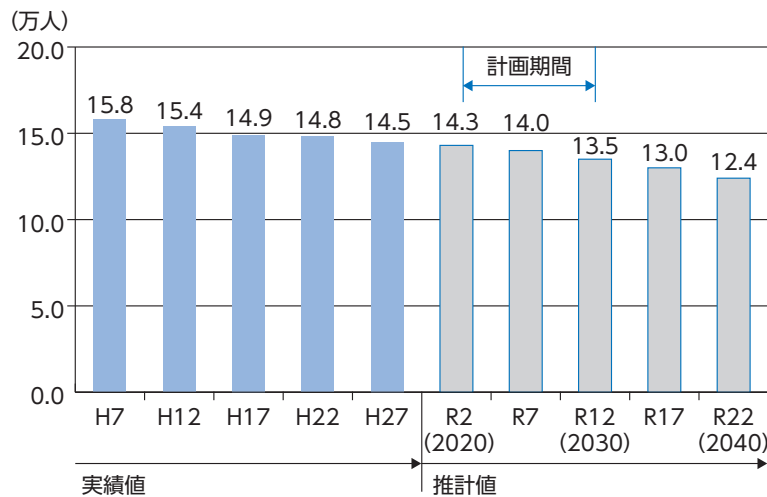
(資料)外務省「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて日本が果たす役割」より抜粋  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs\\_gaiyou.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf))

## (2) 本市の人口の見通し

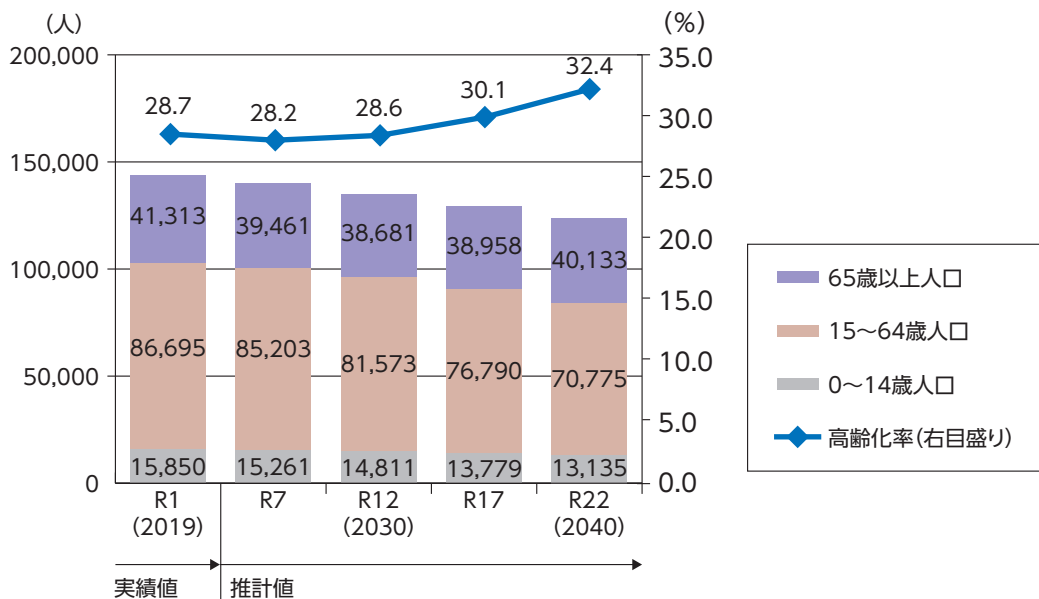
本市の人口は、昭和46(1971)年6月の188,035人をピークとして減少し、令和2(2020)年10月1日現在には143,758人となっています。将来人口を推計すると、本計画の最終年度にあたる令和12(2030)年には、現状より約9千人減少し、約13.5万人になることが見込まれます。

年齢3区分で人口の推移をみると、令和12(2030)年に向けては、0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口のいずれも減少していきます。高齢化率は28%台で推移した後、令和17(2035)年に30%を超えることが見込まれます。

### 守口市の人口推移



### 守口市の人口(3区分)の推移



(資料) 守口市「住民基本台帳(各年9月末日現在)」より推計

## (3) 本市の特性

本市には、地理的位置、自然、歴史、文化、産業等、様々な特性があります。社会状況の変化に対応して、これらの特性をまちづくりの資源として活かしていく「守口の将来」を考えることが必要です。



### コンパクトで平坦な市域

本市の面積は12.71km<sup>2</sup>と、大阪府内では7番目に小さく、コンパクトな市域となっています。淀川を除くほぼ全域が市街地で、そこに約14万人の市民が暮らしており、かつては人口急増による超過密都市であり、今も可住地人口密度は全国有数です。一方、市域は概ね平坦であり、自転車での移動がしやすくなっています。

可住地人口密度順位(全792市)

|      | 市区町村      | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 人口(人)     |
|------|-----------|------------------------------|-----------|
| (参考) | 東京都特別区    | 14,775.63                    | 9,272,740 |
| 1    | 蕨市(埼玉県)   | 14,140.90                    | 72,260    |
| 2    | 武蔵野市(東京都) | 13,181.24                    | 144,730   |
| 3    | 西東京市(東京都) | 12,780.32                    | 200,012   |
| 4    | 狛江市(東京都)  | 12,578.21                    | 80,249    |
| 5    | 大阪市(大阪府)  | 11,949.67                    | 2,691,185 |
| 6    | 三鷹市(東京都)  | 11,398.54                    | 186,936   |
| 7    | 守口市       | 11,254.29                    | 143,042   |
| 8    | 豊中市(大阪府)  | 10,873.77                    | 395,479   |
| 9    | 川崎市(神奈川県) | 10,820.90                    | 1,475,213 |
| 10   | 小金井市(東京都) | 10,790.76                    | 121,396   |

(資料) 総務省「統計でみる市区町村のすがた 2019」より本市作成



### 交通利便性

本市には、京阪電車、大阪メトロ(谷町線、今里筋線)、大阪モノレールの駅が合わせて6つあり、鉄道・バスによる主要ターミナルや近隣都市、空港へのアクセスが良好です。大阪中央環状線、阪神高速道路、国道1号、国道163号、国道479号などの主要幹線道路が市域をっており、東西方向、南北方向のいずれの方向に対しても交通利便性が高くなっています。

特に大阪都心部への良好なアクセスにより、様々な都市機能を利用しやすい環境にあり、また、京都や北大阪地域へ電車で乗り換えなく行き来できる交通利便性の高さも有しています。さらに、大阪モノレールの東大阪市までの南伸と諸駅の設置が計画されており、大阪都市圏における南北軸の交通利便性向上が一層期待されます。



大阪メトロ(谷町線)



京阪電車



淀川と鳥飼大橋





### 中心市街地

京阪電車守口市駅・大阪メトロ守口駅周辺の「守口都市核」は、商業・業務系機能に加え、行政文化機能が集積しており、また、大阪モノレール大日駅・大阪メトロ大日駅周辺の「大日都市核」は、商業・業務・居住系機能が集積しています。



### 買い物・医療

市内には、百貨店、大型複合商業施設、食品スーパー、商店街等が多く立地し、日常の買い物が便利な環境にあり、市内はもとより近隣地域からの買い物客でにぎわっています。

また、市内には多くの民間医療機関があり、その中には、一次、二次、三次の救急医療を担える医療機関があることも強みです。加えて、入所、在宅双方の高齢福祉サービスを担う介護保険施設が多数立地し、これらが市民生活を支えています。



守口市駅前



大日駅前



### 緑・公園

北部を流れる淀川は、貴重な自然環境が享受できる水辺空間であり、本市の上水道の水源にもなっています。南部にある鶴見緑地には、緑と親しめる空間が整備されています。このほか、市内には60箇所の都市公園をはじめとする、多くの公園があります。このうち最も面積が大きい大枝公園は、「スポーツ・防災公園」として平成31(2019)年4月にリニューアルされ、多くの市民でにぎわう本市の新たな魅力スポットとなっています。



大枝公園

## 基本構想



### 歴史文化・生涯学習

本市には、東海道57次の宿場町の趣を残す文禄堤などの貴重な歴史的資源や景観が存在し、市指定有形文化財であるもりぐち歴史館「旧中西家住宅」、古寺社、石造物や美術工芸品などの有形文化財、府指定天然記念物の樹木などがあります。また、市指定無形民俗文化財である寺方提灯踊りのほか、秋祭りでのだんじりやみこしなども地域において継承されています。

市内では8箇所のコミュニティセンターが整備され、市民の文化・スポーツ活動の場として活用されています。また、令和2(2020)年には、守口市生涯学習情報センターを全面リニューアルし、「市立図書館」が誕生し、市民が主体的に集い・学び・交流する新たな場となっています。



### 産業

本市は、大手家電メーカーの企業城下町として発展し、電機、機械金属、繊維など多くの工場が立地し、そこに勤める従業員により商店街等も大きなにぎわいをみせた時期がありました。高度成長の終焉や産業構造転換、海外への工場移転等、大手家電メーカーをはじめとする製造事業者やそこで働く労働者の環境変化に伴い、本市の産業構造と就業構造は大きく変化し、平成24(2012)年以降は、本市の従業者数は、商業が製造業を上回っています。



### 子育て・教育

本市では国に先駆け、平成29(2017)年度から0歳～5歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。これに加えて、妊婦健康診査の助成や中学生までのこども医療費助成などの取組により、義務教育終了までの保育・教育・医療に係る費用負担が軽減されています。また、子育て世代包括支援センター「あえる」の開設など、在宅での子育てに対する支援も充実しており、全国トップクラスの子育てにやさしいまちとなっています。

教育においては、全中学校区において小中一貫教育を推進しており、全国に先駆けた義務教育学校を設置しています。また、地域の方が学校運営に参画するコミュニティスクールの導入やICT機器を活用した学習に積極的に取り組むなど、より良い教育環境の中で子どもたちが学んでいます。



よつば小学校



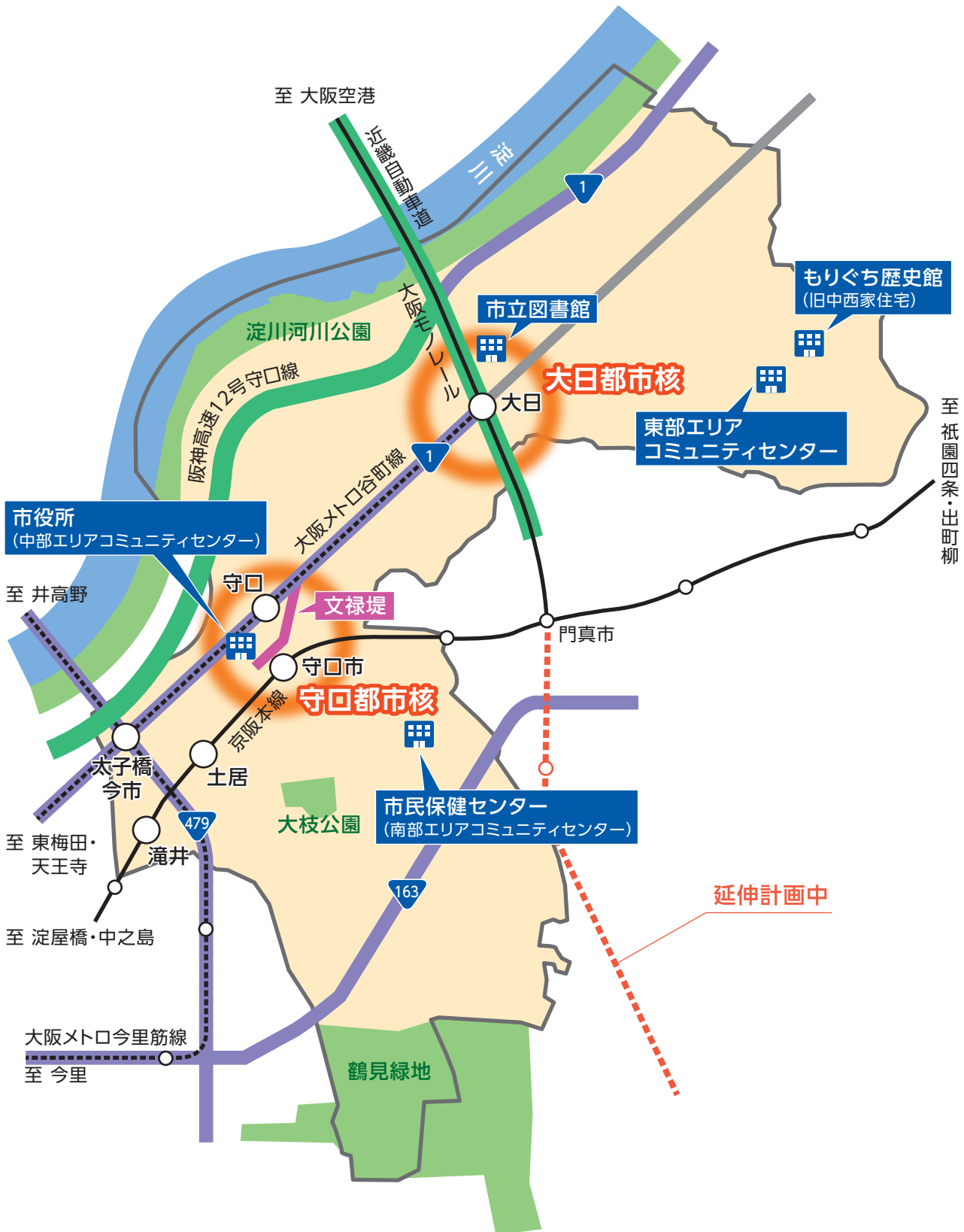
守口市立図書館



### 安全安心

大阪府警との連携により防犯カメラ1,000台を地域にきめ細かく整備したことや防犯委員による見守り、小学校区の青色パトロール活動の充実により、地域での犯罪は大きく減少傾向にあります。

# 守口市概略図



## 基本構想

### (4) 本市の主要課題

#### ①子育て世帯等の定住促進

本市においては、近年、0歳～3歳の人口が増えるなど子育て世帯が増加しています。しかし、これまでの人口動向を分析すると、子育て世代が子どもの成長に伴って住まいを移す場合に、市外に転出する状況がみられます。令和元(2019)年に実施した転出者に対するアンケート調査では、守口市外に転出した人のうち、「守口市内も検討したが最終的には市外になった」が26.7%、「守口市内に住むこともできたが、守口市内では探さなかった」が8.9%となっています。都市経営とまちのにぎわいのためには、生産年齢人口(15～64歳人口)の定住が重要であることから、市民が住まいを移す場合に、市内での住み替えを検討する割合を高めるとともに、守口市を選択する割合を増やしていくことが必要です。また、定住促進に向けて、若者が本市に愛着を持ち、生まれ育ったことを誇りに思えるような、まちづくりを進めることも必要です。

そのためには、子どもが「守口で育ちたい」、保護者が「守口で子育てをし続けたい」と思えるように、住まいを取り巻く環境や、子育て、教育等を総合的に高めていくことが大切な課題です。

#### ②人生100年時代を見据えた多様な人が過ごしやすいまちづくり

ライフスタイルや価値観の多様化等の中で、本市では様々な市民が暮らしています。世帯別にみると、平成27(2015)年には、一人暮らし世帯が39%を占めており、夫婦と子どもからなる世帯は25%、夫婦のみ世帯が19%、ひとり親と子どもからなる世帯は10%となっています。年齢構成をみると、生産年齢人口が減少し続け、このままでは、企業活動や地域活動において必要な人材の確保や定着が困難となることが見込まれます。そのため、若者、女性や高齢者、障がい者、外国人等多様な人々が社会で活躍しやすい環境を整えていくことが必要です。

また、令和7(2025)年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。本市において、後期高齢者の人口は令和8(2026)年にピークを迎え、人口に占める割合は18%となる見込みです。こうした年齢の市民は、身体的な変化や家族構成の変化(単身化)があり、外出やコミュニケーションの機会が減るなど孤立化が懸念されるとともに、医療や介護の費用の増大が見込まれます。100年の人生を豊かに暮らせるように、誰もが安心して外出・移動できる環境の確保や、安心して過ごすことができる医療・福祉サービス基盤の確立や居場所づくり、同じ趣味や考えを持つ人とつながりを持てる機会の確保など、多様な人が過ごしやすいまちづくりを限られた資源、財源のもとでどう進めていくかが極めて重要です。様々な市民がいきいきと自分らしく過ごしやすい環境を整えていくことが、健康寿命の延伸にもつながっていくと期待されます。

#### ③防災・防犯対策のさらなる充実

平成30(2018)年に発生した大阪北部地震や台風21号では、本市も大きな被害を受けました。本市は歴史的には淀川と江戸時代に付け替えられた旧大和川に挟まれた沖積平野に所在するため、海拔3メートルと土地が低く、市域の大部分はもともと淀川の氾濫原であったため、大雨による浸水リスクが相対的に高くなっています。加えて、高度経済成長期以降の急速な都市化に都市計画が追いつかず、狭い生活道路と耐震性の低い木造住宅が多く存在する、いわゆる密集市街地が形成されており、大地震時の家屋倒壊や火災によるリスクが懸念されます。このような起きてはならない最悪の事態を確実に回避するため、国においては国土強靱化基本計画が策定されており、本市においても、インフラの整備に加えて、ソフト面からも災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った地域づくりが求められています。

また、安全安心のまちづくりには治安対策も重要です。大阪府警と連携し、1,000台の防犯カメラを全市域に設置したことにより、ひったくり等の地域犯罪が大幅に減少している一方で、オレオレ詐欺などの特殊詐欺による被害は増加しており安心できない状況が続いています。市民アンケートでは、さらなる治安の改善を求める意見が回答者の3割を超えており、また、転出意向の理由としては、「治安への不安」、「都市イメージがよくないこと」が多くあげられています。これらの治安に対する不安は、実際に起こっている犯罪の状況だけでなく、夜道の暗さや、ごみの散乱や落書き、自転車等の交通マナー、過去に形成された都市イメージも影響していると考えられます。このような不安の解消に向け、市全体で取組を進めるとともに、実際の地域犯罪は大きく減少しているという事実在即した情報を発信することが不可欠です。

高齢化のさらなる進展に備え、防災・防犯の両面から安全安心への備えをさらに高めるため、市としてハード面の整備とともに、ソフト面からは市民の主体的活動への支援を行うことなどが課題です。これにより、市民と行政がそれぞれの具体的な役割を理解して確実に果たし、ユニバーサルな視点を備えた自助、共助、公助の協働による安全安心社会に向かう姿勢及び体制の確立が重要です。

#### ④市民の守口への愛着・都市イメージの向上

市民アンケートによると、本市の魅力としては、買い物や道路・鉄道、通勤・通学の利便性が圧倒的に多くあげられています。一方、さらに良くなればよいと思うこととしては、治安の良さ、高齢者福祉サービス、路線バス等の利便性が多くあげられています。守口市での暮らしに満足している方は約7割、守口市に愛着を感じている方は約6割と高くなっていますが、一方守口市民であることを誇りに感じている方は約3割にとどまっています。年齢階層別にみれば、20歳代及び30歳代の「誇りに感じる」割合が相対的に低く、この階層をターゲットにした戦略的なまちづくりの必要性も感じられます。

また、あらゆる人々にとって、生活の利便性に加えて、守口の様々な人や店、活動と出会い、仲間や友人、なじみの店、自分らしく活躍できる居場所を得ることが、守口への愛着や、守口市民としての誇りにつながると考えられます。そのためには、守口の魅力と出会う機会を増やすことや、京阪守口市駅など、市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくりも課題です。また、それらの魅力を発信して、都市イメージの向上につなげていくことも課題となります。

#### ⑤公共施設や都市基盤の再編統合と計画的な更新

本市では昭和30年代からの人口急増に対応するため、大手家電メーカーをはじめとする多数の事業所や市民からの豊富な税収を活用し、すべての施設やインフラを“自前”で整備・保有するというフルセット型の公共施設や都市基盤整備に早くから取り組んできました。それから60年程度の年月がたち、多くの公共施設や都市基盤が老朽化し、安全性確保や利用環境への影響が懸念されます。また、施設の老朽化は、地域の魅力低下にもつながるおそれもあります。これらの懸念に加え、少子高齢化やニーズの変化に対応するため、保育所や学校、公園やコミュニティセンター等、多くの施設を更新してきましたが、上下水道等のライフラインの老朽化対応などの更新はまだ道半ばです。

今後も引き続き、人口減少を見据え、限られた財源を有効に活用し、公共施設や都市基盤の必要な規模を見定めた上で、必要となる再編統合や隣接自治体との水平連携などを進めていくとともに、一方で、新たな市民ニーズに応じた機能を付加する観点も含め、将来にわたって維持できる公共施設や都市基盤の管理手法の確立や機能更新を計画的に進めていくことが必要です。

## 2 将来都市像

今後、本格的な人口減少とさらなる少子高齢化が進むことが見込まれます。我が国の都市部におけるこれほどの急速な人口減少は、誰もが経験したことがなく、右肩上がりの社会を過ごしてきた私たちには、これから訪れる未来に対処することは容易ではありません。しかし、未来への羅針盤として将来都市像を描き、時代変化の兆しを敏感に受け止めながらまちづくりを進めていくことができれば、全国有数の人口過密都市である本市は、21世紀にふさわしいゆとりと豊かさを感じられる定住都市への転換を図ることができます。

第五次総合基本計画の計画期間を通じて蒔いてきた「明日の守口につながる種」から苗を育て、単に「便利で住み良いまち」から、安心して幸せに「いつまでも守口市に住み続けたい」と考える市民が定住する都市を令和12(2030)年度までに築くことを目指します。

このような考え方を踏まえ、守口市の将来都市像を

「いつまでも住み続けたいまち 守口 ～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～」と定めます。

いつまでも住み続けたいまち 守口  
暮らしやすさが、  
ちょうどええ♪



### 3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、本市の主要課題を踏まえて、次の5つを「まちづくりの目標」と定めます。  
基本計画に定める各施策において、「まちづくりの目標」とのつながりを考慮した「5年後の守口像」を設定し、その実現に寄与する取組を企画立案し、実行していきます。

#### まちづくりの目標

|  |                                   |   |                                 |
|--|-----------------------------------|---|---------------------------------|
|  <p>1 夢を育む</p>  | <p>目標1<br/>子どもや若い世代が夢を育めるまち</p>   |  <p>4 魅力</p>   | <p>目標4<br/>市民が誇れる魅力あるまち</p>     |
|  <p>2 活躍</p>    | <p>目標2<br/>一人ひとりが自分らしく活躍できるまち</p> |  <p>5 持続可能</p> | <p>目標5<br/>持続可能な都市づくりを進めるまち</p> |
|  <p>3 安全安心</p> | <p>目標3<br/>安全に安心して暮らせるまち</p>      |   |                                 |



#### 目標1 子どもや若い世代が夢を育めるまち

子どもたちは様々な可能性を秘めています。子どもたち一人ひとりが、将来の夢を描き、社会に羽ばたいていくための礎を、守口での暮らし・遊び・学び等を通じて築くことができるように、子どもの主体性を大切にしながら、家庭・地域・学校・行政、関係機関等の連携により、「子どもや若い世代が夢を育めるまち」を目指します。

子どもがのびのびと楽しく過ごしている。保護者が、子育てを楽しんでいる。

子どもやその保護者を子育て世代以外の者が、手を差し伸べ助けている。さらには、その姿を小学生・中学生などが目にし、豊かな心の成長につながり、支えあいの連鎖が起きている。

子どもが守口での学び・経験を通じて夢を持っている。周囲の大人が応援している。



守口で生まれ育った若者が、守口に愛着を持ち、誇りを感じている。

# 基本構想



## 目標2 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち

守口には多様な価値観やライフスタイルを持った人が暮らしています。その多様性は今後さらに広がることが想定されます。人生100年時代を見据え、生涯を通じて、誰もが自分らしく暮らし、働き、楽しみ、人の役に立つことができる環境づくりがより大切になってきます。家庭や地域、学校、職場、趣味活動等、あらゆる場面において「一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」を目指します。

多様な価値観・ライフスタイル・生き方を認めあっている。

多様な人が、やりがいを持って多様な方法で働いている。



いくつになっても誰もが健康で楽しく生きがいを持って暮らしている。

誰もが少しずつ人の役に立つことを行っている。



## 目標3 安全に安心して暮らせるまち

犯罪、災害、事故、疾病、失業、家族構成の変化等、人生には自己や社会が抱える様々なリスクがあります。また、加齢等により、福祉・介護サービスが必要となることもあります。このような時に備えて、市民がそれぞれ自ら事前予防に心がける(自助)とともに、様々な困難に直面した時に支えあう(共助)ことや、セーフティネットとしての行政による支援(公助)が適切に機能している誰もが「安全に安心して暮らせるまち」を目指します。

多くの住民が防災訓練や高齢者の見守りなど命を守る取組に具体的に携わっている。

住民自らが強い防犯意識を持って、行政、警察とともに犯罪が起きにくい・起こしにくいまちづくりに率先して取り組んでいる。

医療・福祉を必要とする時に、適切な助言・サポートを受けながら安心して利用できる。

行政、事業者、住民がともに災害に強い都市インフラ、ライフライン及び住宅等の整備の重要性を理解し、安全性が高く安心できる都市基盤が整っている。



安心して市民生活を送ることのできる「新しい生活様式」の確立と感染症の拡大防止の体制が社会全体で整っている。



## 4 魅力



## 目標4 市民が誇れる魅力あるまち

大都市に近いという利便性に加えて、地元で心豊かな「守口ライフ」をおくることができる環境を整えていくことが必要です。まちのあちこちに、ワークライフバランスの下で時間をゆったりと過ごせる居心地のよい場所があり、地域をぶらぶらと巡り、あるいはアクティブに活動に参加することで、守口の魅力ある様々な人やお店、イベント等との出会いがある「市民が誇れる魅力あるまち」を目指します。

居心地の良い場所があちこちにあり、歩いていて様々な出会いがあり、まち歩きが楽しい。

まちがきれいで、緑にあふれており、四季を感じることができる。

誰もが市内での移動がしやすい。

様々なイベント等があり、自らも関わることもでき、楽しい時間を過ごせる。それを求めて市外からも人が訪れている。



まちの情報が入手しやすい。守口の魅力発信により、都市イメージが向上している。

## 5 持続可能



## 目標5 持続可能な都市づくりを進めるまち

今の守口市は、高度経済成長期の右肩上がりの時代に作り上げてきたものです。地球環境への配慮をはじめ社会状況の変化による課題に対応しつつ、限られた行財政資源の適切な配分・有効活用により、人口減少時代に応じたまちへと徐々に作り変えていくことが必要です。SDGsの理念に基づき、社会・経済・環境のあらゆる側面を考慮した「持続可能な都市づくりを進めるまち」を目指します。

日々の暮らし、経済活動、行政活動において、社会・経済・環境の持続性を考慮して行動している。



人口減少を見据えて必要規模を見定め、公共施設や都市基盤等を計画的に再編・再整備している。

市民と行政が、市と市民の将来を見据えて協働し、それぞれの役割と責任のもと、「我が事」意識を持って地域の公共的な課題の解決に取り組んでいる。

多様な主体と連携し、守口の魅力を次々と創出し、改革をし続けることができる市となっている。



守口の春(下島公園)



守口の夏(大枝公園 水の遊び場)



守口の冬(守口市駅前イルミネーション)



守口の秋(大久保中央公園)

MORIGUCHI CITY

# 前期基本計画



# 前期基本計画

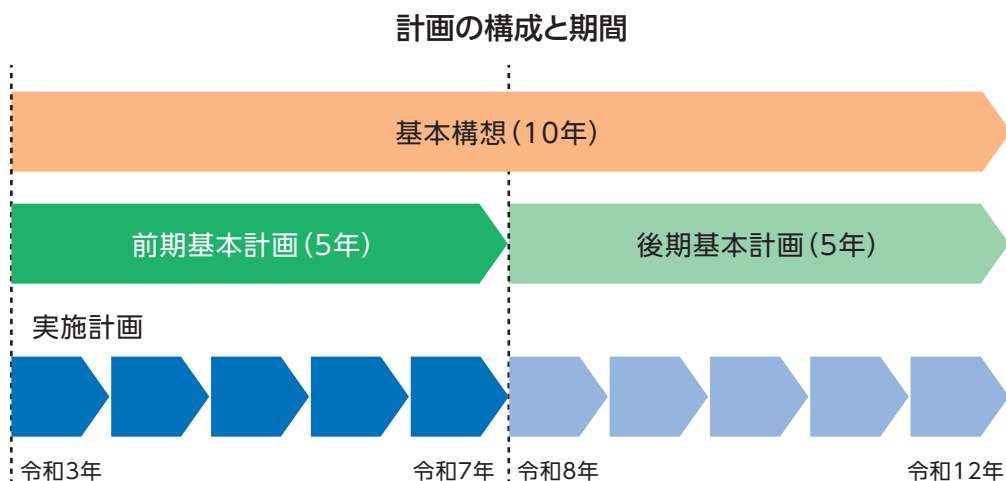
## 1 基本計画とは

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるものです。

基本構想における将来都市像を実現するための5つのまちづくりの目標のもと、27の施策ごとに「5年後の守口像」や「評価指標」、「施策を取り巻く状況」、「5年後の守口像実現に向けた現状と課題」、「主な取組」などを示したものです。

## 2 前期基本計画の計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。








### 3 施策の体系

将来都市像の実現に向けて、以下の27の施策に沿って取組を進めます。

基本構想に定める5つの「まちづくりの目標」の実現に関わる主な施策を、下表の●で示します。

計画の構成と期間

| 施策    | まちづくりの目標   | 1   | 2   | 3  | 4   | 5   | ページ数 |
|-------|------------|---|---|--|---|---|------|
|       |            | 子どもや若い世代が夢を育めるまち<br> | 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち<br> | 安全に安心して暮らせるまち<br> | 市民が誇れる魅力あるまち<br> | 持続可能な都市づくりを進めるまち<br> |      |
| 施策 1  | 子ども・子育て支援  | ●   | ●   | ●  |   |   | 26   |
| 施策 2  | 青少年        | ●   |   | ●  |   |   | 28   |
| 施策 3  | 学校教育       | ●   |   | ●  |   | ●   | 30   |
| 施策 4  | 教育環境       | ●   |   | ●  |   |   | 32   |
| 施策 5  | 人権平和・多文化共生 | ●   | ●   | ●  |   |   | 34   |
| 施策 6  | 男女共同参画     |   | ●   | ●  |   |   | 36   |
| 施策 7  | 健康         |   | ●   | ●  |   |   | 38   |
| 施策 8  | 地域福祉       |   | ●   | ●  |   | ●   | 40   |
| 施策 9  | 障がい者福祉     |   | ●   | ●  |   |   | 42   |
| 施策 10 | 高齢者福祉      |   | ●   | ●  |   |   | 44   |
| 施策 11 | コミュニティ活動   |   |   |  | ●   | ●   | 46   |
| 施策 12 | 市民協働       |   | ●   |  | ●   | ●   | 48   |
| 施策 13 | 生涯学習・スポーツ  |   | ●   |  |   |   | 50   |
| 施策 14 | 文化         |   | ●   |  | ●   |   | 52   |
| 施策 15 | 防災・減災・縮災   |   |   | ●  |   |   | 54   |
| 施策 16 | 消防・救急      |   |   | ●  |   |   | 56   |
| 施策 17 | 防犯         | ●   |   | ●  |   |   | 58   |
| 施策 18 | 都市空間       |   |   | ●  | ●   |   | 60   |
| 施策 19 | 住まい        |   |   | ●  |   |   | 62   |
| 施策 20 | 緑・花・公園     |   | ●   |  | ●   | ●   | 64   |
| 施策 21 | 道路・交通      |   | ●   | ●  | ●   |   | 66   |
| 施策 22 | 上下水道       |   |   | ●  |   | ●   | 68   |
| 施策 23 | 地域産業       |   | ●   |  | ●   | ●   | 70   |
| 施策 24 | 魅力創造・発信    |   |   |  | ●   |   | 72   |
| 施策 25 | 環境         |   |   |  | ●   | ●   | 74   |
| 施策 26 | 行財政運営      |   |   |  |   | ●   | 76   |
| 施策 27 | 公共サービス     |   |   |  |   | ●   | 78   |

## 各施策の構成と内容

前期基本計画は、27の施策ごとに見開き2ページで、以下のような構成・内容としています。

### ●まちづくりの目標のアイコン

基本構想に定める、まちづくりの目標と当該施策とのつながりを表示しています。

### ●5年後の守口像

令和7(2025)年度内に実現を目指す守口市での暮らしや活動の姿です。文頭の番号は、評価指標や現状と課題と共通です。

### ●評価指標

「5年後の守口像」に対応して、その実現状況を測るためのモノサシとして設定しています。

前期基本計画においては、数値での目標設定は行わず、矢印によって「目指す方向」を示すこととしています。

### ●施策を取り巻く状況

### ●5年後の守口像実現に向けた現状と課題

施策を取り巻く状況や現状と課題を記載しています。

## 施策 1

# 子ども・子育て支援

まちづくりの目標

1 夢を育む

2 活躍

3 安全安心

### 5年後の守口像

- 1** 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
- 2** 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊娠期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
- 3** 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して仕事と家庭の両立ができています。

#### 評価指標

| 指標名  | 初期値   | R1年度 | 目指す方向 |
|--|-------|------|-------|
| <b>1</b> ゆったりとした気分子どもと過ごせる時間がある母親の割合                 | 78.7% | R1年度 | ↗     |
| <b>2</b> 妊娠から出産までに子育て世代包括支援センターの専門職による相談・支援等を受けた人の割合 | 97.9% | R1年度 | ↗     |
| <b>3</b> 4月1日時点の厚生労働省定義の待機児童数                        | 0人    | R2年度 | →     |

#### 施策を取り巻く状況

○合計特殊出生率の低下や晩婚化による出産年齢の上昇などにより、さらなる少子化が見込まれています。国において、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについての支援施策を推進しています。

#### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1** 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。
- 2** 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携が重要です。しかし、学校や認定こども園など一つの機関のみが対応し、支援体制が脆弱な場合も存在しており、支援者や関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
- 3** 施設利用を希望しているが、利用できない児童がいるため、就労できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、受け皿を担う保育人材が不足しているため、受け皿を担う保育人材確保が課題です。

26

24

### ●SDGsのアイコン

当該施策に関わる目標を表示しています。



### 主な取組

#### 1 ゆとりある子育て環境

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。
- 地域の子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあう環境を構築するため、支えあい意識の醸成を図るよう啓発活動に取り組みます。
- 「もりランド」をはじめ市内各所にある地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- 子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅の設置促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

#### 2 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- 子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- 妊娠届出時の面接など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- 虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- 虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

#### 3 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- 保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- 子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策の充実に取り組みます。
- 放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- 親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。



#### 0歳からの幼児教育・保育の無償化(市独自)

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世帯の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4月から、世帯の所得に関係なく 0歳から 5歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12月に実施したアンケート調査では、9割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化(イメージ)

### ●主な取組

左ページで課題として示した内容等に対応するための主な取組を記載しています。

### ●もりグッド

守口市において、既の実施している取組を紹介しています。

序論

基本構想

前期基本計画

巻末資料



## 5年後の守口像

- 1 市民が互いに支えあい、安全・安心な環境下で、全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しんでいます。
- 2 個々の様々な不安や悩みについての相談や必要な支援が、妊娠期から子育て期まで総合的に行われ、全ての子育て家庭が安心して子育てをしています。
- 3 質の高い教育・保育の提供により、受け入れ施設において、子どもが笑顔で過ごしています。保護者も安心して仕事と家庭の両立ができています。

### 評価指標

| 指標名   | 初期値   |      | 目指す方向 |
|---|-------|------|-------|
| 1 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合                | 78.7% | R1年度 |       |
| 2 妊娠から出産までに子育て世代包括支援センターの専門職による相談・支援等を受けた人の割合 | 97.9% | R1年度 |       |
| 3 4月1日時点の厚生労働省定義の待機児童数                        | 0人    | R2年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 合計特殊出生率の低下や晩婚化による出産年齢の上昇などにより、さらなる少子化が見込まれています。国において、希望出生率 1.8 の実現に向けて、結婚・妊娠・出産・子育てについての支援施策を推進しています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 保護者は、子育てによって自分の時間がなく、また出費もかさむため、子育てに関して十分なゆとりがない状態です。また、気軽に子育てについて相談できる相手が身近におらず、不安や孤立感を抱えている人もいます。安全・安心な子育て環境に向けて、子育て情報の提供や相談、保護者同士の交流の場などの整備をさらに進めることが課題です。
- 2 個々の家庭は、多種多様な事情を抱えており、経済的に困窮している家庭など、支援を必要とする家庭が増加しています。虐待の通告件数が増加するとともに、重篤なケースも増加傾向にあり、複雑で多種多様な要因が絡み合っていることから、関係機関との連携が重要です。しかし、学校や認定こども園など一つの機関のみが対応し、支援体制が脆弱な場合も存在しており、支援者や関係機関との連携によるサポート体制の充実が課題です。
- 3 施設利用を希望しながら、利用できない児童がいるため、就労できない保護者がいます。保護者の就労や多種多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上や保育の受け皿が必要ですが、受け皿を担う保育人材が不足しているため、受け皿を担う保育人材確保が課題です。



## 主な取組

### 1 ゆとりある子育て環境

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成や幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。
- 地域の子育て力の向上を目指し、市民同士が子育てを支えあう環境を構築するため、支えあい意識の醸成を図るよう啓発活動に取り組みます。
- 「もりランド」をはじめ市内各所にある地域子育て支援拠点施設や認定こども園等において、保護者同士の交流も深めることができるよう、子どもの遊びの場の提供や子育ての相談支援を引き続き実施します。
- 子育て世帯が安心して出かけられるよう、赤ちゃんの駅を設置促進や地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

### 2 妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援

- 子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」にて、妊娠期から子育て期までの全ての子育て家庭に対し、総合的な相談・支援を行います。
- 妊娠届出時の面接など、あらゆる機会を通じて、様々な不安や悩みについての相談や必要な支援を行います。
- 虐待を防止するため、オレンジリボン活動を通じて、全ての市民に対して、「No 虐待」という意識を醸成します。
- 虐待防止の体制を一層強化するため、子どもや子育て家庭に対する支援を行う関係機関と密に連携をとり、地域全体で支える包括的支援体制を構築します。

### 3 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立

- 保育のニーズ量に合わせた受け皿・サービスを確保するために、必要な整備を行います。
- 子どもが豊かに育つ環境を整えるため、教育・保育の質の向上に向け、保育教諭等の人材確保や資質向上に必要な支援を行います。
- ひとり親家庭等を支援するため、各種助成や、自立を促進する施策の充実に取り組みます。
- 放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、児童の健全育成に向けた取組を充実するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や環境づくりに取り組みます。
- 親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるようワークライフバランスを実現するため、市内企業等に対しテレワークの利用促進や各種制度の周知を行います。



#### 0歳からの幼児教育・保育の無償化(市独自)

全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成 29(2017)年 4 月から、世帯の所得に関係なく 0 歳から 5 歳児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。平成 30(2018)年 12 月に実施したアンケート調査では、9 割の子育て家庭から施策に対して、肯定的なご意見をいただいています。



▲幼児教育・保育の無償化(イメージ)



## 5年後の守口像

- 1 行事や体験活動を通じて、青少年が心身ともに健やかに育っています。
- 2 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携して青少年を見守ることなどにより、健全な環境の中で青少年が健やかに育っています。
- 3 青少年に対する教育等により、インターネット等でのトラブルや薬物乱用についての正しい知識をもち、巻き込まれることなく健やかに育っています。

### 評価指標

| 指標名   | 初期値               |              | 目指す方向 |
|---|-------------------|--------------|-------|
| 1 青少年活動団体補助金交付団体数                                     | 17 団体             | R1年度         | ↑     |
| 2 青少年健全育成協力数<br>「こども110番の家」運動協力家庭数<br>「少年を守る店」運動協力店舗数 | 1,515 軒<br>388 店舗 | R1年度<br>R1年度 | ↑     |
| 3 大阪府の青少年の検挙・補導人数<br>大麻取締法<br>覚せい剤取締法                 | 92 人<br>10 人      | R1年<br>R1年   | ↓     |

### 施策を取り巻く状況

- 少子化による子どもの数の減少や、ゲーム機やスマートフォンの普及による子どもたちの遊び方の変化等により、青少年が集団で様々なことにチャレンジしたり、リーダーシップを学ぶ機会が減っています。
- インターネットやコミュニティサイト（SNS）の普及により、青少年が被害を受けたり、トラブルに巻き込まれたりする事件が全国で多発しています。また、大麻やMDMA（錠剤型合成麻薬）、危険ドラッグなどの薬物の乱用が問題となっています。家庭・学校・地域をはじめ、関係機関の連携をより強化し、青少年を取り巻く環境を改善することが求められています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を提供しています。これらの活動の中心を担う青少年育成指導員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題です。
- 2 青少年の健全育成のため、「こども110番の家」運動協力家庭や「少年を守る店」運動協力店舗が青少年の見守りを行っています。世帯形態の変化や個人商店の減少等の環境変化に対応し、協力家庭や協力店舗を引き続き確保していくことが課題です。
- 3 青少年を取り巻く環境変化に対応し、青少年の健全な成長を阻害する有害情報や、薬物乱用から青少年を守る取組を促進することが課題です。

## 主な取組

### 1 地域による青少年育成活動の支援

- 青少年育成指導員連絡協議会と協力しながら、こどもまつりやスポーツ大会等、青少年の相互交流や活動の機会を引き続き提供します。
- 新たな青少年育成指導員の担い手を確保するため、市広報誌等を活用した青少年育成指導員の活動報告や募集を行います。
- 青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体の財政面での負担を軽減するため、「青少年団体補助金制度」により、活動経費を補助します。

### 2 青少年を見守るネットワークの形成

- 子どもの安全を守るため、地域による青色防犯パトロール隊の声かけ活動や見守り活動を支援します。
- マンション等の集合住宅において、旗やステッカーの戸口への掲示により犯罪を抑制するため、集合住宅に「こども 110 番の家」への参加協力を呼びかけます。
- 「少年を守る店」運動協力店舗の減少に歯止めをかけるため、市内のコンビニエンスストアや大手チェーン店等にも参加・協力を呼びかけます。

### 3 有害情報や違法薬物等から青少年を守る取組の推進

- インターネット上の有害情報から青少年を守るために、青少年育成指導員と協力して危険性を周知啓発するとともに、有害情報や有害アプリの起動をブロックするフィルタリング機能の利用やスマートフォン利用に関するルールづくりの促進等に取り組みます。
- 危険ドラッグ等から青少年を守るために、守口地区保護司会や青少年育成指導員と協力して危険性を周知します。



#### 守口市こどもまつりの開催

「こどもの日」を記念し、子どもたちがいきいきと遊べる場を創り出すとともに、子どものあそびや生活を捉え直し、子どもをめぐる地域の大人や青年の協力関係をより発展させることを目的に、「守口市こどもまつり」を青少年育成指導員連絡協議会との共催により開催しています。



▲令和元(2019)年度  
守口市こどもまつりの様子



## 5年後の守口像

- 1 義務教育9年間を通して工夫した教育活動や個に応じた学習支援を行うことで、子どもが自ら学習課題に取り組み、他の子どもと話し合う活動を通じて、自らの考えを深めたり広げたりしながら、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力を身につけています。
- 2 子どもを守るネットワークを活用し、関係諸機関と連携した防災教育、いじめ防止等の取組を行うことで、子どもたちが自らの命を守る力、助け合う態度を身につけ、安全で安心な学校生活を送っています。
- 3 学校と地域の協働による体験活動などを通じて信頼できる地域の方と出会い、地域の方同士のつながりを感じて、子どもたちが地域を誇りに思っています。

### 評価指標

| 指標名 |                               | 初期値    |      | 目指す方向 |
|-----|-------------------------------|--------|------|-------|
| 1   | 全国学力調査の質問紙調査における学習状況に係る肯定的回答率 | 67%    | R1年度 |       |
| 2   | 関係諸機関と連携した防災教育等に関する授業の実施回数    | 50回    | R1年度 |       |
| 3   | 学校支援ボランティアの人数                 | 1,612人 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 生産年齢人口の減少や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化することを見据え、学習指導要領が見直され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が明確に示されました。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善や、学校・家庭・地域の協働体制等のさらなる構築を図るとともに、多様化・複雑化する危険から子どもを守る取組が求められています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、府や国との比較等を通じた検証改善を行いながら、市学力向上プランに基づいた授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を進めています。各校の実情に正対した教育目標を全教職員で共有し、その目標達成に向け教員の意欲・資質を向上させることや、授業改善、自学自習力の育成に向けた取組を組織的に進めること、多様な学習活動における学校図書館のさらなる活用が課題です。
- 2 自然災害をはじめ、不審者やネット上のトラブル、いじめ問題など、子どもの安全を脅かす事象が多様化・複雑化しています。防災教育や情報モラル教育等の推進と学校・家庭・地域の協働体制の一層の確立及び関係諸機関とのさらなるネットワークを構築することが課題です。
- 3 子どもの豊かな成長を支えるため、学びの場の確保や地域の方々との交流を通し、様々な教育活動を展開できる地域ぐるみで子どもを支える体制づくりが課題です。

## 主な取組

### 1 児童生徒の学力向上

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、小中一貫教育に基づく教員の指導力向上のための中学校区合同授業研究会や、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した指導方法等をはじめ各種研修を実施します。また、各校の実情に合わせた授業改善に向けた体制づくりの確立と校内研修などの充実に取り組みます。
- 子どもへのきめ細やかな学習支援を展開するため、学校運営協議会を通して多様な教育活動に関わる学校支援ボランティアを拡充します。
- 学校と家庭が一体となり、子どもの学習習慣・生活習慣の確立と放課後学習などの充実による自学自習力の育成などに取り組みます。
- 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を十分発揮できるように、蔵書の充実と体制づくりに取り組みます。また、学校間や市立図書館などの蔵書を効率的に活用できるシステムを構築します。

### 2 子どもを守るネットワークの確立

- 子どもたちが自らの命を守る力を身につけられるよう、子どもの対応能力を育む、様々な危機や危険を想定した訓練などを行います。
- 発達段階に応じた工夫を取り入れて防災教育や情報モラル教育を行います。
- 自然災害や犯罪等が発生した際に、迅速かつ適切に子どもの安全を確保できるよう、学校・家庭・地域や関係諸機関との連携を強化します。
- 災害や事件、いじめなどの人権侵害事象などが発生した際に、子どものケアを最優先にしたスクールカウンセラー等を早期に派遣します。また、関係諸機関と連携体制を強化します。

### 3 コミュニティスクールの推進

- 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会を活用し、教育課程をはじめとした学校運営に地域の意見を反映する体制を整備します。
- 保護者や地域の方による学校支援活動を充実するため、全ての中学校区及び義務教育学校に設置された学校運営協議会を通して、学校運営に参画する新たなボランティアを発掘します。



#### コミュニティスクール

学校運営協議会を設置した学校のこと、本市では中学校区に1つの協議会を設置することとしています。PTAや地域団体の代表等が委員となり、学校運営や学校支援活動について話し合います。



▲さつき学園の学校運営協議会の様子



## 5年後の守口像

- 1 多様な教育活動に対応できる学習空間の整備に向けた取組により、子どもたちの学習への意欲が高まり、活気に満ち溢れた教育活動が展開されています。
- 2 全ての子どもたちが、1人1台の端末を用いて、探究的・協働的に学習しています。
- 3 学校・家庭・地域の協働体制のもと、登下校時における児童の見守り活動が行われ、通学路の安全が確保されています。

### 評価指標

| 指標名   | 初期値 |       | 目指す方向 |
|---|-----|-------|-------|
| 1 大規模な改修等による教育環境整備を実施した学校数                    | — 校 | R1年度  |       |
| 2 「タブレットPCを活用し、問題解決等することがとてもできる」と回答した児童・生徒の割合 | 56% | H30年度 |       |
| 3 登下校時の交通事故発生件数                               | 0件  | R1年度  |       |

### 施策を取り巻く状況

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における避難所としての役割も担う重要な施設であることから、国においては、老朽化が進む施設について財政面の支援を行いながら、市が作成する計画に基づく施設改修を促進しています。
- 国は、令和時代のスタンダードな教育環境として、児童生徒1人に1台の端末整備、デジタル教材や学習ログの活用など、ハード・ソフト両面からのICT環境の整備を目指しています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 令和2(2020)年度現在、80棟ある学校施設のうち、70棟が築後40年以上となっていることから、施設の老朽化調査を踏まえた施設整備計画に基づき、計画的に施設改修を進めることが課題です。
- 2 本市では、電子黒板・書画カメラの普通教室等への設置や1人1台端末及び校内LANの整備等、ICT環境の整備に積極的に取り組んでいます。今後、ICT機器等を効果的に活用し、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びを実現するため、デジタル教材などソフト面での整備と教員の指導体制の充実を図ることが課題です。
- 3 事故や事件等から子どもたちを守るために、警備員の配置や監視カメラの設置のほか、保護者や地域の方々の協力により、登下校時における見守り活動が行われています。地域の方々の高齢化などの状況がみられることから、地域等での活動を継続していただくためのサポートや、新たな担い手に対して万が一の際に役立つ知識を普及していくことが課題です。

## 主な取組

### 1 学校施設の計画的な整備

- 子どもたちの多様な学習活動に対応できる教育の質的向上を含めた施設整備計画に基づき、計画的な学校施設の改修に取り組みます。整備にあたっては、義務教育学校の新設等も視野に入れつつ児童生徒数の推移を的確に見極め、学校規模にも注視しながら、その手法等を含めた実施計画を策定します。
- 平成 30 (2018) 年度に発生した大阪北部地震や台風 21 号による被害の教訓から、専門業者による保守点検を定期的に行い、予防保全の観点を取り入れながら施設を適切に維持管理します。

### 2 児童生徒の学びを支えるICT環境の整備

- 個別最適化された学びの実現に向け、協働学習支援ツールやドリル等のデジタル教材を整備し、児童生徒の学習履歴を蓄積し分析したうえで、知識・技能の定着を図りつつ、多様な考え方を出し合う課題解決学習を推進します。
- 臨時休業等の緊急時における学びの保障のみならず、平素の家庭学習支援や、不登校などによる長期欠席者等への学習支援を推進するため、1人1台端末を活用したオンライン授業等が行える環境を整えます。
- 教職員の指導力の向上と働き方改革を進めていくため、全教職員が情報共有できる集約型教育用校務サーバを活かして、ICTを活用した具体的な授業の実践事例や業務効率化のツール・ノウハウ等の共有を進めます。

### 3 通学路の安全確保のための体制確保

- 通学路における危険箇所の点検や登下校時における見守り活動など、保護者や地域の方々との協働体制を強化します。
- 地域等による見守り活動を継続していただくために、地域の活動に対するサポートを行います。また、警察と合同で実施する防犯声かけパトロール等を通じて、新たな担い手に対して知識を普及します。



#### 遠隔システムを活用した大学・企業等との連携

教育委員会では、大学・企業等と連携し、インターネットを活用した遠隔授業での出前授業を実施しており、専門性のある外部人材等を活用して、子どもの資質・能力の育成に努めています。



▲遠隔システムを活用した大学教員による授業の様子



## 5年後の守口像

- 1 人権問題・平和についての啓発活動を推進することにより、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重する意識や行動が定着しています。また、子どもたちや若い世代に戦争の悲惨さや平和を尊ぶ意識が受け継がれています。
- 2 人権に関わる悩みやトラブルを相談しやすい環境が整うことにより、市民が安心して暮らしています。
- 3 多文化共生意識の啓発や日本語教室等により、地域社会の一員として外国人住民と日本人住民がともに暮らしやすい環境が整っています。

### 評価指標

| 指標名                 | 初期値     |      | 目指す方向 |
|---------------------|---------|------|-------|
| 1 人権に関する講演会等の参加者数   | 1,976 人 | R1年度 | ↑     |
| 2 人権相談窓口の年間開設日数     | 168 日   | R1年度 | ↑     |
| 3 多文化共生に関する講座等の参加者数 | 2,979 人 | R1年度 | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- ハラスメントや家庭内暴力（DV）、いじめ、子どもや高齢者への虐待、障がい者差別、部落差別、外国人差別、性的指向を理由とする差別など、様々な人権課題があります。また、インターネットによる人権侵害など、手段が多様化しています。
- 戦争経験者の減少により、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぐことが難しくなっています。
- 平成31（2019）年4月に改正出入国管理法が施行されるなど、我が国で暮らす外国人の増加が見込まれます。多文化共生の社会の実現に向けて、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定しています。本市には、令和2（2020）年10月現在、2,683人の外国人住民が暮らしています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 人権意識を高揚させるため、人権関係団体等との協働により、あらゆる施策において人権擁護の視点を据えて、課題を掘り起こしながら検討を重ねています。新たな人権問題への対応をはじめ、常に問題意識をもちながら、その解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、戦争経験者が減る中で、平和社会を築く機運を保つための啓発活動の工夫が課題です。
- 2 人権問題に関する相談内容が複雑化しています。相談しやすい環境を整えていくことや、専門相談員の配置が必要です。また、窓口職員の相談対応の質をさらに高めていくことが課題です。
- 3 本市では、労働力不足を補うための外国人労働者が増加しています。誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本的な考え方としつつ、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、本市に必要な多文化共生施策を立案し、総合的に推進していくことが課題です。



## 主な取組

### 1 人権問題・平和に対する意識の醸成

- 社会情勢の変化に即応した総合的な人権施策を推進できるよう、「守口市人権行政基本方針」を必要に応じ改訂し、市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- 全ての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、幅広い年齢層の参画が図られるように創意工夫した講演会等を実施します。
- 市人権協会や市企業人権推進連絡会、人権擁護委員会等との連携・協力のもと、講演会をはじめ様々な啓発活動を実施します。
- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代等に伝えていくため、工夫して啓発活動を実施します。
- あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実に取り組みます。

### 2 セーフティネットとしての人権相談の実施

- 人権が尊重され、安心して生活できる環境整備の一環として質の高い人権相談・女性相談・電話相談の充実を図ります。
- DV 被害者支援について、関係機関と連携を図り適切に対応します。

### 3 多文化共生社会に向けた取組の総合的な推進

- 文化や国籍の違いを認め合い、相互理解を深めるため、多文化理解講座を開催します。
- 生活者としての外国人が暮らしやすい生活環境を整えるため、外国人住民への多言語での情報提供や、生活トラブル等を防ぐための生活支援体制をつくります。
- 日本語教室を支える市民ボランティアが高齢化により不足していることから、市民ボランティアを養成します。



### ヒューマンライツフェスティバル

人権啓発活動の一環として人権意識の普及高揚を目指し、小・中学生から人権啓発作品を募集した上で人権啓発週間に入選作品を表彰するほか、様々な人権問題に関する専門的分野の著名人による講演を行っています。



▲ヒューマンライツフェスティバル



## 5年後の守口像

- 1 多様な啓発活動を行うことにより、男女共同参画社会への理解が深まり、家庭や職場など様々な場面で、男女ともに家事や育児、仕事などの役割を担って、お互いを尊重し、誰もが自分らしく活躍しています。
- 2 専門カウンセラーによる相談を利用しやすい環境が整うことにより、社会的、経済的、精神的など多様な悩みを抱えた女性の不安が減っています。
- 3 地域活動や家庭生活、雇用、市政などあらゆる分野において、男女がともに公平、平等に参加・参画しています。

### 評価指標

| 指標名                      | 初期値   |      | 目指す方向 |
|--------------------------|-------|------|-------|
| 1 男女共同参画をテーマにした講演会等の参加者数 | 140人  | R1年度 | ↑     |
| 2 専門カウンセラーによる女性相談対応件数    | 72件   | R1年度 | ↑     |
| 3 審議会等委員の女性比率            | 25.7% | R1年度 | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- 社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、職場、家庭、地域生活において、ライフイベントへの配慮を進め、ともに支えあい、それぞれの場面で男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 一人ひとりの個性が尊重され、能力を発揮し、あらゆる分野への参画を促進するため、男女が互いの人権を尊重し、性別に基づく役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を実施していますが、自らの意思によって女性が能力をさらに発揮することができるように、男女共同参画意識を醸成させることが課題です。
- 2 女性が抱える悩みの多様化に対応して、専門的なカウンセラーによる相談を行っていますが、市民が常日頃から安心して利用できるよう、専門的なカウンセラーの継続的な確保と開設日数の拡大が課題です。
- 3 豊かで活力ある社会の実現を図るために、あらゆる分野に女性が参画し、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。そのために、政策・方針決定過程への女性の参加促進に取り組んでいますが、男女共同参画が進んでいない分野を含めたあらゆる分野に、女性が活躍できる社会環境を目指して、市が率先して男女共同参画を具現化することが課題です。

## 主な取組

## 1 男女共同参画に向けた学習機会の提供

- 男女がともに個性と能力をさらに発揮することができるよう、ライフプラン、ワークライフバランス、子育て、育児休業と復職、介護、ハラスメント、多様な性のあり方などをテーマとする学習機会を充実します。
- ワークライフバランスを確立しやすい職場づくりや職場での男女共同参画を進めていくため、企業に対する情報提供や助言、研修などの支援を行います。

## 2 女性の悩み相談窓口の充実

- 安心して女性が過ごし、活躍できるように、家庭問題や暴力、ハラスメントなど、女性が働き、生活する上で抱える悩みを気軽に相談できるよう設置している、専門カウンセラーによる相談窓口の体制等を充実します。

## 3 市政における女性活躍の推進

- 政策形成過程において男女の意見を把握するため、審議会・委員会等において男女のバランスを考慮した委員構成とします。
- 政策形成や行政サービスの提供にあたって女性の視点を活かすため、女性職員の管理職への登用やワークライフバランスを確立しやすい職場づくり、女性活躍に関する職員研修を実施します。
- 多様な性のあり方等について職員の理解を深めるため、研修を行います。

もり  
グッド

## 男女共同参画週間記念のつどい

男女共同参画を推進していくために、ワークライフバランス、介護などをテーマとした講演会を開催しています。



▲男女共同参画週間記念のつどい



## 5年後の守口像

- 1 楽しく生きがいをもって暮らすために「自分の健康は自分で守る」を自然に意識し、市民自らが主体的な健康づくり活動に取り組むことで健康寿命が延伸しています。
- 2 ライフステージに合わせた健診を受診することで、市民自ら生活習慣病をはじめとする疾病の予防ができています。また、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師の定着によって早期発見・早期治療につながっています。
- 3 こころの健康づくりについての情報を発信するとともに、支援者を育成し相談しやすい環境を作ることで、市民が悩みや不安を抱え込まず自分らしく暮らしています。

### 評価指標

| 指標名         | 初期値                    |                | 目指す方向 |
|-------------|------------------------|----------------|-------|
| 1 健康寿命      | 男 77.40 歳<br>女 82.23 歳 | H30年度<br>H30年度 |       |
| 2 特定健康診査受診率 | 34.4%                  | H30年度          |       |
| 3 自殺者数      | 18 人                   | H30年           |       |

### 施策を取り巻く状況

- 急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化などに伴い、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての健康づくりを積極的に推進するための環境整備が必要となっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 一人世帯の男性高齢者の健康教室への参加が少ないことや、アンケート調査（平成 29(2017)年度 健康増進計画中間評価）において、定期的な運動をしている市民が5割と少なく、健康づくりへの関心が薄い、または実行できていない市民が多くみられます。生活習慣病予防を含む健康づくりへの関心を高めるためには、健康情報の発信の工夫とともに取り組みやすい健康づくりの場を増やすことが課題です。
- 2 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見・早期治療のためには、健診を受診することが大切ですが、市民総合（特定）健康診査やがん検診の受診者が減少傾向にあることが課題です。また、各種検診の要精密検査者や要治療者において、精密検査や治療を受けない市民がいることが課題です。
- 3 アンケート調査（平成 29(2017)年度 健康増進計画中間評価）で、「悩みを抱えた時にためらわずに相談できる」と答えた市民は5割にとどまっています。生きづらさを抱えている人が、悩みや不安を抱えこまないようにするために、相談できる場や人を増やすことが課題です。



## 主な取組

### 1 健康寿命の延伸

- 自らの健康は自らが築くものとの考え方に基づき、市民の健康寿命の延伸につながるような生活習慣を身につけてもらうために、健診や医療データをもとに科学的な裏付けのある健康情報を広く提供します。
- 健康意識の向上を図るために、運動・栄養・禁煙を重点項目とした健康教育を実施します。
- 地域や保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、健康づくりのための自主グループを育成します。

### 2 各種検診の受診率の向上とかかりつけ医などの定着

- 市民総合（特定）健康診査やがん検診の受診者を増やすため、利便性を向上させるとともに、個別案内や未受診者への受診勧奨をします。
- 各種検診の精密検査未受診者や未治療者に対しては、かかりつけ医などを定着させるなど気軽に医療機関を受診するよう勧奨を行います。

### 3 生きづらさを抱えている人への支援

- 誰も自死に至ることがない社会を目指して、こころの健康づくりについての情報を発信するとともに専門相談窓口を設置します。
- わずかな兆候をも見逃すことのないよう、その支援者を増やすために、ゲートキーパー研修（悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聴いて、危険度をはかり、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人を育成するための研修）を充実します。



#### 歩こう会

健康教室に参加した市民が自主的に活動しているウォーキングの会です。

毎月、季節を感じられるような名所などを訪ねて、楽しみながら歩いています。

1年に1回、10組のグループが一堂に会して全体会を開催し、ウォーキングをしたり、情報交換をしたりして楽しく交流しながら健康についての学びを深めています。



▲鶴見緑地公園までウォーキング



## 5年後の守口像

- 1 様々な地域活動を通じて、全ての人が交流できるようになることで、地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成されています。
- 2 包括的な相談支援体制の構築、また、つなぎ役（コーディネーター）の取組の充実により、複雑・複合的な課題を抱える対象者が、速やかに支援機関につながっています。
- 3 社会的な孤立から支援できる制度の確立により、支援を必要とする市民が生活に困窮することなく安心して生活しています。また、相談支援や就労支援のさらなる推進、健康管理支援などにより、多くの生活保護受給者が自立した生活を送っています。

### 評価指標

| 指標名                            | 初期値      |      | 目指す方向 |
|--------------------------------|----------|------|-------|
| 1 小地域ネットワーク活動の参加者数             | 37,602 人 | R1年度 |       |
| 2 コミュニティソーシャルワーカーによる各機関へのつなぎ件数 | 319 件    | R1年度 |       |
| 3 生活保護受給者のうち、就労支援対象者の就労支援事業参加率 | 19.9%    | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

○国においては、地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会を実現するとしています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市でも、単身世帯や核家族世帯の増加により、地域での人間関係が希薄化し、課題を解決していく地域力が弱まっています。地域住民が支え手と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が課題です。
- 2 高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの各制度の整備が進む一方で、既存の縦割りのシステムに限界が生じ、法律や制度の狭間で十分な情報共有が図れず適切な支援につながらないケースがあります。複雑・複合的な課題に対して、福祉関係だけではなく多岐の分野にわたる多くの関係機関がワンチームとして協働する体制づくりが課題です。
- 3 「くらしサポートセンター守口」を開設し、失業や病気、高齢化、家族の変化などにより生活が困窮した方に様々な支援を行っています。今後、これまで就労をしていなかったひきこもり者を抱える世帯への早期介入や支援が課題です。また、生活保護受給者は、健康に向けた諸活動が低調である傾向にあり、生活習慣病の発病や重症化につながっています。生活保護受給者の健康意識向上のため、健康管理の支援が必要と思われる者を把握することや健診の受診を促すことが課題です。

## 主な取組

### 1 「我が事」の意識の醸成

- 地域住民の地域共生社会への意識、すなわち他人事ではなく「我が事」の意識を醸成するために、地域住民の地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動への関心を高め、参加を促します。
- 地域共生社会を実現するため、地域の関係団体や学校との交流、世代間交流など多様な交流活動や、地域住民の参加と協働による支えあいの活動を推進します。

### 2 包括的な相談支援体制の構築

- 市民が抱える生活上の複合的な課題に対応するため、多機関協働のなかで、包括的に受け止める相談支援体制を構築します。
- 複合的な課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築するために、関連する機関との協議のもと、主につなぎ役(コーディネーター)を担う機関等を定めるとともに、コーディネーターの役割を広く周知します。
- 介護保険制度における地域ケア会議や障がい分野の協議会などの各制度の枠組みを活用して、多機関協働の協議・検討の場を設けます。

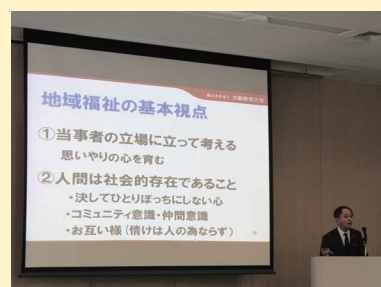
### 3 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮し、就労支援を要する方に対して、就労支援相談員を通じてより丁寧に支援を行います。
- ひきこもり者に対して長期にわたる支援ができるように、居場所づくりの確保などの支援を充実させます。
- 生活保護受給者のうち、これまで就労支援の対象外であった者に対しても支援できる体制を整備し、多様な働き方を通じた就労を支援します。
- 傷病の重症化を予防するため、生活保護受給者に対して健診の周知・受診勧奨や保健指導を行うとともに、頻回受診者に対する適正受診指導等を徹底し、医療費の抑制・適正化を図ります。



#### 「守口版地域共生社会」フォーラムの開催

地域の関係機関・団体や市職員を交えて、地域福祉を取り巻く施策の動向について理解を深め、これまで培ってきた地域福祉の取組をどのように活かし、また今後どのような視点が必要になるのか等について考える機会として開催しました。



▲「守口版地域共生社会」フォーラム



## 5年後の守口像

- 1 地域生活を支える体制整備や地域移行の促進により、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができています。
- 2 障がい者に対する就労支援や日中活動の場の充実により、障がい者が生きがいを持って生活し、社会参加や余暇活動に取り組んでいます。
- 3 市民が障がいについて理解し、障がいのある人もない人も、誰もがかけがえのない個人として尊重され、ともに支えあい共生する社会が実現しています。

### 評価指標

| 指標名                                 | 初期値     |      | 目指す方向 |
|-------------------------------------|---------|------|-------|
| 1 地域生活支援拠点の整備数                      | 1 施設    | R1年度 |       |
| 2 就労移行支援等を行う福祉施設の利用から一般就労に移行した障がい者数 | 36 人    | R1年度 |       |
| 3 障がい者理解に係る講座等参加者数                  | 1,722 人 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正等により、障がい者（児）が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、その障がいの特性や環境に応じた支援が求められています。
- 今後は、障がい者理解の促進や権利擁護の取組を推進するとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた支援の構築など多様なニーズへの対応が必要です。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 今後の暮らし方として、自宅で家族と一緒に暮らしたい、一人暮らしをしたいというニーズが高く、在宅生活を支えるためのサービスの確保等が課題です。また、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるためには、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目無く支援を提供できる体制の構築が課題です。
- 2 障がいや病気等により、働くことに不安があるとの声があがっています。また、社会参加にあたっては「地域においてどのような活動が行われているか分からない」「一緒に活動できる仲間がいない」との意見があります。障がい者の就労支援・社会参加の機会を充実していくことが課題です。
- 3 障害者差別解消法の趣旨である「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」について、未だその内容について知らない人も多く、障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある障がい者がみられます。障がい者虐待も依然として多く、その背景として擁護者に虐待という認識がないケースが散見されます。障がい者に対する理解の促進や適切な権利擁護が課題です。



## 主な取組

### 1 地域生活支援拠点等の整備

- 障がいのある人及び児童並びにその家族が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、民間事業者等との連携により、「共生型サービス」を含む地域生活支援拠点等を整備するとともに、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」に努めます。

### 2 就労支援・社会参加の充実

- 障がい特性や適性に応じた就労支援を強化し、障がい者の多様な働き方を支援するとともに、障がい者の就労の場が増えるよう、市内企業等への啓発を行います。
- 障がい者が充実した社会参加や余暇活動ができるよう、日中活動の場の充実や情報提供等の強化に取り組めます。

### 3 障がい者理解の促進、権利擁護の充実

- 障がい者に対する正しい理解が市民に広がるように、障害者差別解消法の内容をはじめとした障がい者理解のため、啓発や交流に関する取組を充実します。
- 障がいの有無に関わらず、互いを尊重しあう社会の実現に向けて、関係機関との連携を強化するなど権利擁護に関する取組を充実します。



#### エルフェスタin北河内西を開催

障がい者雇用に関する理解や認識を深めるとともに、障がいのある方の就労に向けた取組を知っていただくための場として、関係機関との共催で開催しています。



▲エルフェスタ in 北河内西の風景



## 5年後の守口像

- 1 地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者が地域全体で支えられています。
- 2 認知症サポーターが増えたことなどにより、認知症になった方が住み慣れた地域で「安心してすごせるまち守口」になっています。
- 3 介護予防の拠点である「通いの場」や身近な地域で主体的に活動する「さんあい広場」への参加を通じて、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができています。

### 評価指標

| 指標名                                   | 初期値              |              | 目指す方向 |
|---------------------------------------|------------------|--------------|-------|
| 1 自立支援型ケア会議検討事例数                      | 96 件             | R1年度         |       |
| 2 認知症サポーター数                           | 7,665 人          | R1年度         |       |
| 3 通いの場の確保・活用状況<br>通いの場箇所数<br>通いの場参加者数 | 86 箇所<br>1,934 人 | R1年度<br>R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 少子高齢化及びひとり暮らし高齢者のさらなる増加により、要介護及び認知症高齢者の増加が想定されま  
す。また、それに伴って介護給付費の増大が懸念されます。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、支援を必要とする人のみならず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることが必要です。さらなる地域包括支援センターの機能強化や、自立支援型地域ケア会議の運営の円滑化が課題です。
- 2 認知症に対する理解を深めることは、認知症の早期発見・早期治療・地域での見守り体制の構築につながります。新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)では、令和2(2020)年度までの認知症サポーター\*1の目標値がおおよそ人口比10%とされていますが、本市は未達成の状況です。これまでから、地域住民や一部の小中学校、企業等に対する認知症サポーター養成講座を実施していますが、今後、全ての小学校の児童に対して、認知症サポーター養成講座を行うことが課題です。
- 3 高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇により、支援を必要とする高齢者が増加傾向にあります。高齢になっても、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進、自立支援及び重度化防止に向けた取組である「通いの場」及び「さんあい広場」の利用促進や整備に向けた地域住民の意識の醸成が課題です。

\*1 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者のこと。市や職場等で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。

## 主な取組

### 1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センター職員の専門性の強化を図るため、くすのき広域連合と連携し、研修会や職種間交流会を実施します。
- 自立支援型地域ケア会議を専門職（多職種）と協働して開催し、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント\*2を実践します。

### 2 認知症サポーターの養成

- 認知症サポーターをおおよそ人口比 10%にするため、小学校の全児童に対して、小学校教育修了までに、認知症サポーター養成講座を実施します。
- 認知症サポーターに対して、さらに認知症に関する理解を深めるとともに、認知症カフェ等での活動に繋がるように、次の段階の認知症サポーターステップアップ講座を実施します。
- 認知症カフェを継続的に実施できるように、運営者間での情報共有や運営者の知識・技術の向上を図る場として認知症カフェ運営者の連絡会を開催します。

### 3 通いの場等の活性化

- 介護予防の推進、自立支援及び重度化防止を図るため、地域の介護予防の拠点である「通いの場」の開催場所を増やします。また、参加者数が増加するための創意工夫ある取組を実施します。
- 通いの場のさらなる発展・継続に向けて、それぞれの地域の通いの場で活動する運動サポーターやボランティアが情報共有できるよう、通いの場交流会を開催します。
- 体と心が元気になる体操「カラコロ体操」をさらに普及するため、カラコロ体操教室を開催します。
- 通いの場の男性参加者を増やすため、「通いの場男子会」や「おっさんずグランドスクール」などを実施します。
- さんあいの3つのテーマである「ふれあい」「語り合い」「助け合い」の意識を醸成するため、「さんあい広場」活動の支える側の運営体制を支援します。



#### 通いの場

『通いの場』とは、住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場です。また、カラコロ体操などの介護予防のための活動をする場でもあり、場所は、個人の家や集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となります。『通いの場』に参加し楽しむことが、高齢者の新しい生活習慣として定着すると、さらに地域が活性化し、支えあいが広がります。



▲通いの場の活動

\*2介護予防ケアマネジメント

介護が必要な状態（要介護）になることを可能な限り防ぎ、もし要支援・要介護状態になっても、状態が悪化しないように高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援すること。



## 5年後の守口像

- 1 公益的な活動に必要な支援を行うことにより、地域コミュニティ協議会が地域住民の主体的なコミュニティ活動（地域文化・地域活動等）を促進するとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことで、守口の市民コミュニティが強靱なものとなっています。
- 2 様々なテーマの学習・研修の機会や交流の場を提供することで、コミュニティセンターが拠点となって市民と市民との多様なつながりが広がるとともに、地域課題に対する意識や関心を高めた市民の地域活動等への参加・参画が進んでいます。

### 評価指標

| 指標名                   | 初期値   |      | 目指す方向 |
|-----------------------|-------|------|-------|
| 1 地域コミュニティ協議会の認知度     | 46%   | R1年度 |       |
| 2 各コミュニティセンターの年間平均利用率 | 29.7% | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 本市では、地縁団体（自治会・町会活動）、地縁・テーマ型団体（教育・福祉・防犯等の活動）を中心とした市民活動が盛んで、地域における様々な行事や課題解決等に取り組んできました。
- 高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会や自治会の加入率の低下等が問題となっている一方で、防災や福祉の分野における共助の核として、地域コミュニティの役割は重要性を増しています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 平成 28(2016)年度に発足した地域コミュニティ協議会は、地域住民等の主体的なコミュニティ活動（地域文化・地域活動等）の促進及び活性化並びに地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする自主的な市民組織です。協議会は、地域を代表する地縁団体として、市との協働により、各地域に応じたかたちでのまちづくりに取り組んでいます。地域での人と人とのつながりの希薄化を食い止め、地域住民の主体的なコミュニティ活動の促進及び活性化を目指すためには、今後さらに地域コミュニティ協議会が中心となり、地域住民の想いを反映した地域のまちづくりを行うことが課題です。
- 2 市内8箇所を設置しているコミュニティセンターは、地域における市民の相互交流を促進するとともに、市民の主体的な学習活動の場及び機会の提供、市民との協働によるまちづくりを推進するための施設です。市民と市民との多様なつながりを広げていくため、より多くの人に施設を利用してもらえるように利用者のニーズを的確に把握し、利用しやすい環境を整えていくことが課題です。また、地域の潜在的な人材や資源を発掘し、地域活動への参加・参画を促進していくことが課題です。

## 主な取組

### 1 地域コミュニティ協議会の活動支援

- 地域住民による主体的なコミュニティ活動が活性化するように、地域コミュニティ協議会等の団体に対して、団体の育成や公益的な活動に必要な支援を行います。
- より柔軟に地域のまちづくりに取り組めるように、地域コミュニティ協議会が集まり、各地域が抱える課題や地域独自の事業内容等について情報共有や意見交換を行う場を設けます。
- コミュニティ活動の持続的な発展に向けて、将来的な地域自治のあり方や公民の連携について検討します。

### 2 コミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりの促進

- 地域の様々な人に居場所や活動機会を提供するため、読み聞かせ等の子育て支援や防災講座、地域の交流を促進するコミュニティカフェ等の多様なニーズに対応した事業を展開します。
- 地域活動等への市民の参加・参画を進めていくため、地域課題に対する意識や関心を高める事業をコミュニティセンターで開催します。
- 平成 29(2017)年に策定した「守口市コミュニティ施設整備計画」に基づき、老朽化や耐震性に課題を有するコミュニティセンターを計画的に建て替えるとともに、学校閉校後の諸施設をコミュニティセンター付属の体育施設として活用するなど、地域コミュニティ活動活性化のための施設として有効活用します。
- 地域の集会所をより広範な地域コミュニティ活動の場として活用できるよう、地元合意に基づき、さらなる地域開放や利用を行う「地域館」機能を備えようとする集会所に対する支援を強化します。



### コミュニティセンターの整備

平成 28(2016)年度に公民館を廃止し、守口市地域コミュニティセンターを設置しました。市内を東部・中部・南部の3エリアに分けた8館体制で、各エリアには、拠点となる1館を「地域コミュニティ拠点施設」として整備しています。また、施設を利用する人の様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービス向上を図るため、平成 30(2018)年度より指定管理者による運営を行っています。



▲東部エリアコミュニティセンター  
(平成 30(2018)年度に開館)



## 5年後の守口像

- 1 市民同士あるいは市との協働による地域課題の解決を目指した市民のアイデアに対して予算や協力体制が確保され、市民が主体となった公共サービスが提供されています。
- 2 話し合いを通じて協働の考え方を共有することで、市民団体や市民個人、事業者などと行政との協働による事業が適切に行われています。
- 3 市民協働の基盤として、市民の意見や要望を市政に反映できる仕組みを整えることで、市民が積極的に市政へ参加・参画しています。

### 評価指標

| 指標名                  | 初期値  |      | 目指す方向 |
|----------------------|------|------|-------|
| 1 守口市公募型協働事業提案制度提案件数 | 1件   | R1年度 |       |
| 2 市民団体と協働した行政の事業数    | 50件  | R1年度 |       |
| 3 市民の声への意見提出件数       | 473件 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- ライフスタイルの多様化により、地域社会との関わりや市民活動への関心をあまり持たずに生活する人たちが増加しています。地域社会に対して市民一人ひとりが参画意識を持ち、市民活動への関心を高めることが求められています。
- 本市では、平成 25(2013)年度に「守口市市民協働指針」を策定し、目指す協働を「多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力して行動すること」と定め、市民との協働に取り組んでいます。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 平成 26(2014)年度に創設した守口市公募型協働事業提案制度については、平成 30(2018)年度までに 29 件の応募があり、5 件の事業が実施されています。より多様な提案を集めるためには、当該制度をより利用しやすくするとともに、周知することが課題です。また、市民が協働についていつでも相談できるように相談窓口を整備することが課題です。
- 2 「こどもまつり」や「市民まつり」をはじめ、様々な協働事業を実施していますが、これらの事業が協働事業であると認識していない団体が多く存在しています。協働事業に関わる市民団体や事業者と、協働の考え方を共有した上で、協働事業に共に取り組むことが課題です。
- 3 市民の市政への参加・参画機会としてパブリックコメントを実施していますが、平成 30(2018)年度の提出件数は平均 9 件となっています。市民との協働を進めていくため、一方的に市民の声を聴取する手法だけでなく、市民が主体的に地域の課題解決等に向けて取り組むことができる手法を取り入れるなど、市民協働の基盤を整えていくことが課題です。

## 主な取組

### 1 地域課題の解決に向けた市民のアイデアの具体化の支援

- 守口市公募型協働事業提案制度においてより多くの提案がされるように、募集期間の延長や提案作成にあたっての支援など、制度を見直すとともに、見直した内容を周知します。
- 市民団体や市民個人が協働への参加を思い立ったときに、相談したり、必要な情報を得られるように、市民活動支援に関する庁内横断的な組織を構築し、相談窓口体制を整備します。

### 2 協働の考え方に基づく市民団体等との協働事業の実施

- 市民団体や市民個人、事業者などが協働の考え方を共有し、協力し合える場の設定を行い、適切な役割分担のもと連携・協力して「市民まつり」や「こどもまつり」、「駅伝競走大会」をはじめとする様々な事業を開催します。

### 3 市民意見の市政への反映に向けた広聴活動の充実

- 多くの市民の意見を行政に反映するために、「市民の声」などの広聴体制を市民に分かりやすく周知するとともに、市民の意見を行政及び市民が共有できるように公表します。
- 総合基本計画などの市の施策や行政情報が広く行きわたるように、市民とともに具体的な方策を検討します。



### 守口市公募型協働事業提案制度

市民と行政が、また、市民同士が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針に基づき、平成 26 (2014) 年度に守口市公募型協働事業提案制度を創設し、協働事業を推進しています。



▲平成 29 (2017) 年度守口市市民協働推進事業「薬物乱用防止対話集会パート2」の様子  
(守口市公募型協働事業提案制度の提案事業)



## 5年後の守口像

- 1 守口市立図書館において、図書やレファレンスサービス等を活用し、必要とする情報を市民が自ら収集し、生涯学習等に役立てています。
- 2 生涯学習施設の老朽化への対応策が適切に検討・実施され、市民が生涯学習活動を続けることができます。
- 3 指導者の育成により、市民のスポーツ・レクリエーション活動が継続されています。

### 評価指標

| 指標名                     | 初期値       |      | 目指す方向 |
|-------------------------|-----------|------|-------|
| 1 守口市立図書館の利用者数          | — 人       | R1年度 |       |
| 2 守口市民体育館と守口文化センターの来館者数 | 314,162 人 | R1年度 |       |
| 3 ニュースポーツ講習会の参加者数       | 259 人     | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 国は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツを中心として生涯学習を推進しています。
- 人生 100 年時代を見据え、自ら学ぶ意思に基づき、手段や方法を選んで生涯にわたって学習することがさらに重要となっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 令和 2 (2020) 年度に、守口市立図書館を開館し、図書の貸出しやレファレンスサービスを提供しています。社会状況の変化により、市民の抱える課題は今後も増え続けることが予想されるため、市民が必要な情報を自ら収集できる環境を継続的に整備していくことが課題です。
- 2 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯学習活動を推進することが必要ですが、守口市民体育館及び守口文化センターの施設が老朽化していることから、市民ニーズを踏まえ施設更新のあり方を検討することが課題です。
- 3 スポーツ・レクリエーションの推進に携わる指導者の高齢化が進んでいます。スポーツ・レクリエーション活動を継続していくために、指導者を育成することが課題です。



## 主な取組

### 1 市立図書館を活用した情報収集・読書環境の充実

- 市民が様々な図書にふれることができるように、市民ニーズを踏まえて、図書を計画的に収集し、蔵書を拡充します。
- 市民の課題解決を支援するため、情報発信やレファレンスサービスを充実します。
- 読書習慣のきっかけを提供するため、親子向けの読み聞かせ講座や児童・生徒が読書への興味を高めるイベント等を開催します。

### 2 生涯学習活動を行うための環境の充実

- 市民の生涯学習活動を支援するため、守口市民体育館と守口文化センターの事業等について、関係団体と連携して情報発信を行います。
- 生涯学習施設が老朽化していることから、アンケートや SNS の活用により把握した市民ニーズを踏まえ、今後の活動環境の整備手法について検討します。
- 市立図書館において、市民が「集い・学び・交流する」ことを目的とした様々な講座を企画し、実施します。

### 3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- スポーツ・レクリエーション活動の指導者を育成するため、スポーツ推進委員や関係団体と協力し、初心者から上級者まで気軽に参加できる事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を充実するため、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション大会を開催します。



#### 守口市立図書館

時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として再生・活性化するため、守口市生涯学習情報センターを改修し、市民が「集い・学び・交流する」施設として、本市初となる守口市立図書館が令和2（2020）年度に開館しました。



▲守口市立図書館



## 5年後の守口像

- 1 守口市美術展覧会や日本南画院大作展をはじめ、身近に文化・芸術にふれることで、文化・芸術活動を自ら行う市民が増えています。
- 2 指導者の育成や関係団体の協力によって、市民の文化・芸術活動の支援体制が構築され、市民による文化・芸術活動が活発に行われています。
- 3 文化財の適正な保存や展示会の活用により、文化財についての情報が発信され、市民が誇れる魅力の一つとなっています。

### 評価指標

| 指標名                      | 初期値     |      | 目指す方向 |
|--------------------------|---------|------|-------|
| 1 守口市美術展覧会、日本南画院大作展の入場者数 | 1,491 人 | R1年度 |       |
| 2 文化・芸術に関する提携大学数         | 1 校     | R1年度 |       |
| 3 もりぐち歴史館の来館者数           | 2,694 人 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 国においては、文化・芸術の担い手の高齢化による継承や文化財保護が喫緊の課題とされています。
- 本市においても、文化・芸術の継承・振興や文化財の保護・活用は、守口市の魅力を継承し、発信していく上で重要です。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 守口市美術展覧会や日本南画院大作展を開催し、市民が身近に文化・芸術にふれる機会を提供しています。新たな文化・芸術が生まれるまちとして振興を図るためには、様々な機会を通じて市民の文化・芸術への意欲を醸成していくことが課題です。
- 2 大阪国際大学と文化・芸術に関する提携を締結し、文化・芸術の振興をしています。文化・芸術の推進に携わる指導者の高齢化が進んでいることから、今後、市民の文化・芸術活動を継続的に実施していくための支援体制の確保が課題です。
- 3 本市には、東海道 57 次の宿場町「守口宿」の趣を残す文禄堤などの史跡のほか、由緒ある寺社仏閣や旧中西家住宅・中西家文書・大枝中村家文書、また寺方提灯踊りなど有形、無形の文化財があり、貴重な財産となっています。このような有形・無形の文化財を適正に保存し、活用していくことが課題です。

## 主な取組

### 1 文化・芸術を身近に感じられる機会の提供

- 市民の文化・芸術への意識を醸成するため、関係団体と協力し、文化・芸術を身近に感じられるような事業やきっかけづくりになる取組を実施します。
- 提携大学などとも協力し、本市の歴史や芸術・文化等に関する講演会や展示会などを開催します。

### 2 市民の文化・芸術活動を支援するための体制の確保

- 市民の文化・芸術活動を支援する体制を確保するため、指導者の育成や専門職員の配置、大学との連携強化に取り組めます。

### 3 本市の魅力資源としての文化財の保存と活用

- 東海道 57 次の宿場町としての面影が残る文禄堤のまちなみを保存・活用し、市の歴史や文化の継承と魅力創造に取り組めます。
- 文化財を保存・活用するため、文化財のデジタルアーカイブ化を行い、デジタルデータを「もりぐち歴史館」等で展示します。
- 市民が歴史や文化に親しみ、愛着を持ってもらうため、市内に点在する史跡や文化財、施設をめぐるルートを紹介した「もりぐちぶらり歩きマップ」を更新し、広く情報提供を行います。



#### もりぐち歴史館

平成 10(1998)年 2 月 18 日に旧中西家住宅を守口市指定有形文化財「建造物第 1 号」に指定しました。江戸時代の武家屋敷の構えを残す貴重な文化財として、保存し、次代に継承するため、もりぐち歴史館として開館しています。



▲もりぐち歴史館「旧中西家住宅」



## 5年後の守口像

- 1 市が主催する防災訓練の充実等により、市民の自助意識が高まり、自身や家族に必要な食品や飲料水等を各家庭が最低3日分、できれば1週間分以上備蓄しています。
- 2 市民参加型訓練等により共助による防災の重要性の理解が高まり、未結成地域での自主防災組織の新たな結成、近隣の自主防災組織間の協力体制による助け合いなど、自主防災組織の活動が活性化しています。
- 3 災害時における市の体制の充実や、市民の避難行動への理解が深まることにより、自助・共助・公助それぞれにおいて必要な災害対応が適切に行われています。

### 評価指標

| 指標名                 | 初期値   |      | 目指す方向 |
|---------------------|-------|------|-------|
| 1 市が主催する防災訓練の参加者数   | 420人  | R1年度 |       |
| 2 自主防災組織数           | 174組織 | R1年度 |       |
| 3 市民に対する防災啓発広報の実施回数 | 1回    | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 今後30年以内に70～80%程度の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震が発生すると、人口の約半数以上の約75,000人の避難者が発生する等甚大な被害が想定されています。また、建物の倒壊や道路の損傷による交通の遮断、密集市街地での大規模な火災の危険性に加え、かつて淀川が市域の陸地に流れていたことから地盤が弱く、液状化に至る所で起こるおそれもあります。
- 千年に一度発生する規模の大雨が淀川の上流域で降ると、本市のほぼ全域を含む広い範囲で5～10mの浸水が起こることが想定され、また、寝屋川流域での大雨による浸水被害も想定されています。
- 令和2(2020)年には新型コロナウイルスが世界的流行となるなど、予期せぬ新たな災害への対応も求められています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 災害から命を守るのは自分自身という認識をすべての市民が持つ必要があります。南海トラフ巨大地震が発生すると全国的に物流が寸断され、物資が不足することが想定されています。そのため、市と大阪府では避難生活に必要な物品を3日間分備蓄していますが、各家庭においても物資を備蓄するなど、自助の実践を高めていくことが課題です。
- 2 平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた人の救助は、自助(自力、家族)が約7割、共助(友人、隣人)が約3割であるなど、近隣での助け合いが重要です。本市では自主防災組織が174団体結成されていますが、未結成の地域が約1割あります。また、結成から一定の年月を経て活動が低調になっている地域がみられます。自主防災組織の結成の促進や、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対する支援等、自主防災組織による活動の充実が課題です。
- 3 市では、様々な防災対策を実施していますが、市民にその内容が十分浸透していないため、市民に、より分かりやすく、伝わりやすいように周知を図ることが課題です。

## 主な取組

### 1 各家庭における災害対策(自助)の実践の促進

- 食品、飲料水その他の生活必需物資の最低3日分、できれば1週間分以上の備蓄のほか、家具転倒防止やガラス飛散防止の対策など、災害に備えた各家庭の取組が具体的に実践されるように、広報誌、SNS等を通じて、期待される行動を具体的に周知します。
- 各家庭で日頃からハザードマップで自宅周辺の災害リスクを確認し、いざというときの行動についてあらかじめ決めておく「マイタイムライン」を作成することの意義を周知し、作成を促します。
- 市主催の防災訓練への参加者が増えるように、防災訓練への参加機関や訓練内容等を見直します。

### 2 共助による防災体制や活動内容の充実

- 大規模災害発生時における公助の役割を正しく周知し、自助、共助の重要性を啓発します。
- 自主防災組織が地域の防災リーダーとしての役割を果たすことを念頭に、未結成地域における結成を促進するとともに、事前防災対策、避難所運営、要援護者の避難支援の各分野に関する研修、訓練を定期的実施し、自主防災組織の自主的な活動を支援します。また、小学校区内の自主防災組織同士の連携を促進します。
- 自身による避難が困難な高齢者や障がい者など要援護者の避難行動が円滑に行われるよう、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織などに協力を求め、避難行動支援の体制づくりを進めます。
- 市災害受援計画を策定するとともに、災害ボランティアの受入れをスムーズにするための仕組みづくりや、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成に取り組みます。

### 3 避難所の充実と災害時における防災情報の提供

- 感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを確立し、熱中症対策やプライバシー保護、女性や高齢者、障がい者への配慮を通じQOL(生活の質)の確保を図るとともに、地域住民主体による避難所運営を促進します。
- 避難所の資器材を整備するとともに、新たな避難所となりうる場所の確保や社会福祉施設等の民間との連携による福祉避難所の指定を進めます。
- 災害発生時に市が正確な情報を収集し、市民にいち早く提供できるよう、職員の非常参集体制の強化をはじめ、必要な環境を整備します。
- 災害発生時に市民が自ら情報収集し、判断できるようにするため、広報誌、SNS等を通じて、緊急時における市からの防災情報の提供方法を周知します。



#### 共助の支え、自主防災組織

自主防災組織は、近い将来必ず来る大規模災害に備え、炊き出しや心肺蘇生などの訓練、地域への防災情報の発信など、日々活動をしています。ご近所での助け合いの精神を、万が一の備えに結び付けるため、地域防災の主要な担い手として活躍しています。



▲地域防災訓練の様子



## 5年後の守口像

- 1 市民救命講習の受講により救命に必要な知識や技能を有する市民が増えることで、救急現場に居合わせた市民による救命活動が、救急車の到着前に開始されています。
- 2 市、守口市門真市消防組合、市民が一体となって火災の発生及び延焼拡大の未然防止に取り組み、消防力の強化を推進することにより、火災による延焼被害が減少しています。
- 3 消防団の活動地域が広がるとともに、消防団の団員数が増加することにより、自助共助力向上に向けた住民への啓発活動や地域の防災力（共助）が充実しています。

### 評価指標

| 指標名              | 初期値  |      | 目指す方向 |
|------------------|------|------|-------|
| 1 市民救命講習会の年間受講者数 | 785人 | R1年度 | ↑     |
| 2 火災発生件数         | 30件  | R1年  | ↓     |
| 3 消防団の分団数        | 15団  | R1年度 | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- 高齢化が進むことで、救急出動要請が今後とも増加することが想定されます。また、独居世帯の増加等による火の消し忘れ等により、消防出動事案が増加する恐れがあります。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 心肺機能が停止した傷病者を救命することに加えて社会復帰率を高めるためには、現場に居合わせた市民「バイスタンダー」により、救急車の到着前に AED や心肺蘇生等の救命活動を開始することが必要です。そのため、集客施設や事業所、地域活動等、人が集まる様々な場所・場面において、救命活動の知識や技能を備えた市民を増やしていくことが課題です。
- 2 本市には、古い木造建物が密集し道路が狭く公園が少ないために地震や火事の時に大規模な火災になる危険性が高い「密集市街地」が存在します。このような地域において、火災発生時に強風が吹くと、平成 28(2016)年新潟県糸魚川市で火災が発生したように広域で大規模に延焼し、大きな被害が生じる恐れがあります。そのため、既存建築物の建替え促進、オープンスペースの確保等のまちづくりに関する取組のほか、消防体制の充実に向けた取組や火災の発生を未然に防止し、早期に発見する取組が課題です。
- 3 消防団は災害発生時に公助の役割と共助の支えの両面を担う重要な組織です。平成 30(2018)年に大型台風が相次いで上陸した際には、その機動力を遺憾無く発揮し、台風接近前の事前周知、事後の見回り等を実施しました。しかし、市全体の一部地域には消防団の拠点が置かれていないことから、女性消防団員を含め全市的な防災力向上に向けて、地域に拠点を置く分団を市全域に組織することが課題です。また、全国的にみると消防団員数が減少している中、本市では消防団員数が近年増加しています。今後とも継続的に団員数を増加させ、地域における防災の担い手を育成していくことが課題です。

## 主な取組

### 1 早期に救命活動が開始できる体制の充実

- 多くの市民が年少期から救急救命に関する知識・技能を習得できるよう、防災訓練や学校活動などを通じた取組を進めます。
- 救命に必要な知識、技能等を習得した市民が増えるように、SNS、ホームページ、広報誌等を活用して、バイスタンダーの重要性や、守口市門真市消防組合が開催する市民救命講習の開催情報を市民や市内事業所に周知します。

### 2 火災の早期発見のための備えの充実

- 消防体制をさらに充実・強化するため、守口市門真市消防組合の本部及び守口、門真両消防署の整備を進めるとともに、大規模な火災が発生しても活動ができるよう、大災害に備えて、隣接市等の消防本部と協力しつつ、消防力の強化を目指すため、消防の広域化について検討を進めます。
- 市内での火災発生件数の減少や、火災による延焼を防止するため、密集市街地における各家庭に住宅用火災警報器の設置を促進するなど、守口市門真市消防組合が行う啓発活動の取組に協力します。

### 3 消防団の体制・装備・活動の充実

- 「自らのまちは自らで守る」という地域による防災力を高めるため、消防団が設置されていない地域における、分団の設置に向けての地域の体制確保の取組を支援します。
- 消防団の団員数を増やすために、市民に対して消防団の団員募集を広報するとともに、学生や女性、企業従業員等の多様な市民が参加しやすい環境を整えます。
- 災害現場で力を発揮できるように、守口市門真市消防組合の協力を得て、火災現場や災害での活動を想定した訓練の充実を図るとともに、消防団の装備を充実・強化します。
- 市民の消防団活動への理解を深めるために、消防団の活動を広く市民に周知します。
- 子どもの頃から防火意識を育成するため、小中学生等が火災予防啓発活動に参加できる機会を設けます。



#### 消防団の充実・強化

守口市では消防団の充実・強化を図っています。団員数は全国的に減少していますが、本市では市全域の分団設置を目指し近年増加しています。昼夜を問わず活動し、皆さんの安全・安心を守っています。



▲守口市消防団



## 5年後の守口像

- 1 市と警察、地域が連携した取組により、凶悪犯罪はもとより守口市重点取組犯罪である「自転車盗」と「特殊詐欺」の発生件数が減少しています。
- 2 防犯委員や青色防犯パトロール隊による声掛け・見守りの活発化により、犯罪を起こしにくい環境が形成され、子どもや女性が巻き込まれる犯罪が減少しています。
- 3 防犯カメラの設置効果等により治安が着実に改善している状況を市民に周知することで、守口市の治安に対する正確な理解と認識が広まり、本市に対する市民の都市イメージ、愛着が向上しています。

### 評価指標

| 指標名 |  | 初期値           |            | 目指す方向 |
|-----|--|---------------|------------|-------|
| 1   | 守口市重点取組犯罪の認知件数<br>自転車盗認知件数<br>特殊詐欺認知件数 | 485 件<br>31 件 | R1年<br>R1年 |       |
| 2   | 青色防犯パトロール隊の結成校区数                       | 6 校区          | R1年度       |       |
| 3   | 市と守口警察署で実施する市民への防犯情報の発信回数              | 1 回           | R1年度       |       |

### 施策を取り巻く状況

- 犯罪の手口、犯行形態は時代とともに変化します。現在では想像しがたい新たな手口による犯行が今後発生する可能性があります。また、高齢化により地域防犯の担い手が減少しています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 平成 31 (2019) 年 3 月に市と守口警察署で「守口市安全安心なまちづくりに関する協定」を締結し、防犯対策の有効性向上に向けた情報・ノウハウの共有を進めています。体感治安を改善するには刑法犯認知件数の減少が必要であり、市内で発生する犯罪の約 33% を占める自転車盗に対する対策を重点的に行うことが必要です。また、特殊詐欺被害の発生件数が増加しています。どのようにすれば特殊詐欺に巻き込まれないのかの予防策や、犯罪に遭いそうになった時に、即座に近所の人や警察・行政に相談することの重要性や相談窓口の周知が課題です。
- 2 防犯委員は、地域の防犯活動の核となる活動を担っています。高齢化等により人員が減少している地域があり、防犯委員の確保が課題です。また、子どもが犯罪に巻き込まれないように、回転式の青色防犯灯を設置した車両により青色防犯パトロール隊が見守り活動を行っています。市内 14 の小学校校区のうち活動が実施されているのは 6 校区であり、市内全域に活動を広げていくことが課題です。
- 3 防犯カメラを市内に 1,000 台設置したことにより、本市の街頭における犯罪は、近年、大きく減少しています。ただ、依然として治安に不安を感じる市民がいることから、防犯カメラの設置効果を市内外に徹底して周知するなど、本市の治安向上とその実態についてアピールし、不安を払拭することが課題です。



## 主な取組

### 1 守口市重点取組犯罪に対する対策の充実

- 治安改善対策の効果を高めるため、市と警察の共通目標として、「自転車盗」と「特殊詐欺」を「守口市重点取組犯罪」として定めます。
- 自転車盗を減らすため、施設管理者による駐輪場への防犯カメラの設置を推進し、また、施錠の徹底を自転車利用者に呼びかけます。
- 特殊詐欺の被害を減らすため、平成 31 (2019) 年に市と守口警察署が共同で作成した「特殊詐欺被害防止総合対策プラン」に基づき、特殊詐欺対策機器の普及等の対策を実施します。
- 特殊詐欺被害に巻き込まれそうになった時に市民が安心して相談できるように、守口市消費生活センターにおいて市民相談を行います。
- 特殊詐欺への市民の警戒意識を高めるため、市広報誌等を通じて特殊詐欺に関する広報を行います。

### 2 地域住民による防犯活動の体制・活動の充実

- 防犯委員や青色防犯パトロール隊の活動への参加者を増やすため、広報誌や SNS 等を活用して、見守り活動の大切さや担い手不足であることを市民に周知します。
- 青色防犯パトロール隊の活動範囲が市内全域に広がるように支援します。

### 3 防犯に関する取組とその効果についての市民への周知

- 守口警察署と連携し、防犯教室や広報誌、SNS 等を通じて、犯罪から身を守るとともに、犯罪抑止に役立つ行動や、犯罪等注意情報を大阪府警察がお知らせする「大阪府警察安まちメール」の活用について啓発します。
- 街頭における犯罪の発生を抑制するため、1,000 台設置した防犯カメラの効果検証を警察とともにを行い、エビデンス（科学的根拠）に基づき防犯対策の有効性を高めます。
- 治安に関する市民の不安を軽減するため、防犯カメラをはじめとする市の様々な防犯に関する取組とその効果を、市と守口警察署の連名で市民に発信します。



#### 地域防犯の担い手

市では、防犯委員、青色防犯パトロール隊、声掛け隊、見守り隊など多くの市民が地域防犯の担い手として、日々見守り、声掛け、地域での防犯活動に参加しています。



▲青色防犯パトロール車(寺方南校区)



▲歳末夜警活動



## 5年後の守口像

- 1 まちづくりの方向性が行政、企業、市民等と共有され、民間企業を中心とするエリアマネジメント※<sup>1</sup>組織と連携したまちづくりに資する取組（ブランディング、魅力あるコンテンツの誘導、既存施設・空き家等のリノベーション、イベント等）が具体的に進むことで、まちのにぎわいが増え、守口の新しい都市イメージを創出しています。
- 2 密集市街地における木造賃貸住宅等の除却や、準耐火建築物以上の建築物への建替え、建替え時の接道拡幅等により、災害に対するまちの安全性が高まっています。また、歩道確保により、市民が安全・安心に通行できるようになっています。

### 評価指標

| 指標名 |   | 初期値            |              | 目指す方向 |
|-----|---|----------------|--------------|-------|
| 1   | アンケートにおいて市民が思う守口の魅力<br>まちのにぎわい<br>まちのイメージ           | 2.8%<br>3.6%   | R1年度<br>R1年度 |       |
| 2   | 密集市街地における地震時の逃げやすさ<br>(地区外への避難確率) 大日・八雲東町地区<br>東部地区 | 96.0%<br>94.6% | R1年度<br>R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 人口減少・少子高齢化に伴い、空き家、空き店舗や遊休公共資産が増加しており、それらの再生にあたっては、持続可能性を高め、エリアの価値を向上させる観点から、今ある建物をただ取り壊すのではなく、民間主導のまちづくり会社※<sup>2</sup>等が新たな使い方をし、地域に新たな機能や人材を呼び込む「リノベーションまちづくり」を進める自治体が全国的に増加しています。大阪府内においても、大阪府が事務局となり、「大阪版リノベーションまちづくり」が進められています。
- 平成 29(2017)年度に改定された大阪府密集市街地整備方針では、各市の「整備アクションプログラム」を見直し、各地区の特性に応じた施策を実施するとともに、(公財)大阪府都市整備推進センターにおける新たな支援の実施などにより、事業のスピードアップを図ることとしています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 都市機能の老朽化や、事業撤退等による空き家の増加などにより、守口都市核等の中心市街地エリアの都市イメージが低下しています。まちのにぎわいやイメージを向上させていくためには、行政だけでなく、市民・企業等の多くの人々が様々な形でまちづくりに関わりながら、都市機能の再生や空き家等のリノベーションを進めていくことが課題です。
- 2 本市の密集市街地における延焼の危険性、避難の困難性は依然として高い状況にあります。土地・建物の所有者の高齢化などにより建替えへの意欲の低下がみられる中で、防災性の向上に向けて事業をスピードアップさせることが課題です。

## 主な取組

### 1 中心市街地におけるエリアマネジメントの促進

- エリアマネジメントについての市民・企業等の理解を深め、まちづくりのビジョンを市民・企業等と共有するために、シンポジウム、ワークショップ、イベント等を行います。
- まちづくり会社等のエリアマネジメント組織設立に向けて、新規出店に意欲のある事業者や不動産事業者、金融機関等との対話を通じ、公民の連携を深めます。
- 守口都市核におけるにぎわいや交流を創出するため、民間活力の活用により守口市日本庁舎等跡地に魅力ある空間を創出するとともに、ホール機能をはじめとする施設の誘導を念頭に、その最適な配置の考え方や、公民連携の導入も含め、将来の財政負担に十分配慮した効果的、効率的な事業化手法等について検討します。

### 2 密集市街地の解消

- 災害に対する脆弱性を持つ密集市街地の解消に関連する事業のスピードアップに向け、老朽建築物の除却や道路拡幅への理解を深めるため、関係機関による支援を活用し、まちの安全性や事業進捗を市民に分かりやすく示します。
- 老朽建築物の除却、建替えを促進するため、新たな財政支援などの方策を実施します。



#### 守口都市核における将来都市ビジョン

将来を見据え、守口の新しい都市イメージの創出につながるような魅力、歴史・文化、にぎわい・交流が溢れる守口都市核を目指していくための指針として、また、地域、事業者、行政など多様な主体が一緒になってまちづくりに取り組んでいくためのきっかけとして、将来都市ビジョンを策定しました。



▲「守口都市核周辺における将来都市ビジョン」(平成29(2017)年3月策定)

#### 密集市街地の解消に向けた取組

密集市街地において、災害時の円滑な避難や消防活動を確保するための道路拡幅整備や、まちの不燃化を向上させるための老朽木造賃貸住宅等の除却に対する助成支援など、災害に強いまちづくりを進めています。



▲庭窪農協前交差点整備前



▲庭窪農協前交差点整備後(平成30(2018)年度)

\*1 エリアマネジメント

一定の地域(エリア)における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による合意形成や財産管理、事業・イベント等の実施、公民連携などといった主体的な取組

\*2 まちづくり会社

主に中心市街地のまちづくりを推進する主体として設立する会社。地域密着型の公益性と企業性を併せ持ち、地域におけるディベロッパーとして、ハード・ソフトの両面から中心市街地の再生に取り組むことが期待される。



## 5年後の守口像

- 1 空き家対策の取組により、老朽化した危険な空き家が少なくなり、まちの安全性が向上するとともに、まちの景観が良好に保たれています。
- 2 耐震化対策を進めることにより、耐震性が低い木造住宅が減少し、住まいの安全性が向上しています。
- 3 本市として必要となる戸数を考慮した市営住宅の計画が策定され、計画に基づき適切に維持管理や運営がされています。また、住宅確保要配慮者に対する住宅の供給を促進することにより、住宅確保要配慮者が住まいを確保することができています。

### 評価指標

| 指標名                   | 初期値   |       | 目指す方向 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 1 特定空家等候補数            | 44 件  | H28年度 | ↓     |
| 2 木造住宅の耐震化率           | 80.9% | H27年度 | ↑     |
| 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録戸数 | 51 戸  | R1年度  | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- 人口減少などの社会的要因により、空き家が増加し、中には適正な管理がされず悪影響を与えるような危険な空き家が発生しています。空き家を放置することにより、地域の安全・安心が脅かされるだけでなく、まちの景観も損なってしまいます。
- 大規模地震発生時に、耐震基準を満たしていない木造住宅は倒壊の恐れがあるとされています。
- 高齢者等の住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みですが、民間住宅への入居が困難な場合があります。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 守口市空家等対策協議会を設置し、実態調査を踏まえた対策を検討・推進しています。空き家の適正管理に向けて所有者等の意識を高めることや空き家の流通・活用を進めていくことが課題です。
- 2 所有者の高齢化が進み、耐震化の意欲が低い状況にありますが、耐震診断や改修設計・工事の補助等により、耐震化を進めていくことが課題です。
- 3 市営住宅の多くが高度経済成長期に建設されていることから老朽化が進み、間取り等が時代の要求に対応していないなどの問題があります。必要な戸数を見定めた上で市営住宅を適切に維持・供給することが課題です。また、住宅確保要配慮者が必要とする住まいを確保することができるように、民間賃貸住宅を含めた市域全体の住宅ストックを活用していくことが課題です。

## 主な取組

### 1 空き家等対策の推進

- 空き家の適正管理を促すため、所有者に対して適正管理の必要性をセミナーや相談会等において説明します。
- 空き家の解消を促すため、空き家への対策に取り組む関係団体と、より一層連携を深め、守口市空家等対策計画に基づき、利活用制度を新たに創設します。また、空き家の除却に対する支援を行います。

### 2 木造住宅耐震化の推進

- 昭和 56(1981)年 6 月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅の所有者の理解を深めるため、耐震化の必要性を説明します。
- 木造住宅の耐震化工事を促進するため、耐震改修に対する支援を強化します。

### 3 住宅確保要配慮者の住宅確保支援

- 耐震性等安全面の観点から着手している市営住宅の住替え促進事業を着実に進めるとともに、必要戸数の市営住宅を持続的に確保・運営するため、市営住宅の長寿命化計画を策定します。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を増やすため、国の住宅セーフティネット制度の趣旨や支援策を賃貸住宅所有者や不動産事業者に周知するとともに、セーフティネット住宅情報提供システムへの登録を促進します。



#### 守口市空家等対策協議会

本市では、管理不全な空き家への対策や空き家の利活用に取り組むため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき「守口市空家等対策協議会」を立ち上げ、守口市空家等対策計画を策定しました。今後ますます大きくなる空き家問題に対応するため、本協議会で専門家等の意見を聴きながら効率的に空き家対策に取り組めます。



▲守口市空家等対策協議会の様子



## 5年後の守口像

- 1 公園の新規整備や再整備により、公園が季節を感じる緑豊かな安らぎ空間となり、子どもたちが元気に遊び、健康づくりやスポーツ、散歩、休息の場として多くの人に活用されています。一定規模以上の公園に防災機能を整備することで、公園利用者や周辺住民の安心感を高めています。
- 2 指定管理者制度の導入により公園を一体的に管理することで、公園が常に綺麗で快適な空間となっています。また、様々なイベントが開催され、利用者でにぎわっています。
- 3 公共施設や街路樹、公園、民有地などにおいて、市民協働により地域の特性を生かした緑・花を増やす取組を行うことで、緑と花を楽しむ機会が増えています。

### 評価指標

| 指標名                 | 初期値  |      | 目指す方向 |
|---------------------|------|------|-------|
| 1 公園の整備・再整備数        | 1箇所  | R1年度 |       |
| 2 指定管理者制度等導入公園数     | 1箇所  | R1年度 |       |
| 3 公園、緑・花ボランティアグループ数 | 61団体 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 公園には良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、都市景観の形成に加え、子どもの遊び場、高齢者等の健康増進、地域交流等、多面的な機能が求められています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市では高度経済成長期の急速な市街化の進展により小規模な公園が数多く整備されましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化に伴い、時代のトレンドに合わないケースがみられます。環境変化に対応して、公園の整備・再整備を進めていくことが課題です。
- 2 平成30(2018)年度に再整備した大枝公園の管理運営に指定管理者制度を導入したことで、民間のノウハウを活かした管理や新たなニーズの発掘が行われ成果を上げています。管理運営レベルを高めていくため、一定規模以上の都市公園において、指定管理者制度等を導入することが課題です。
- 3 本市には、緑の確保と保全及び緑・花意識向上の啓発を図るため、公共施設等への花苗の植え付け、水やり等の活動を行っている緑・花グループがあります。また、公園の草刈りやトイレ清掃等を自主的に行っているボランティアグループもあります。近年、このようなボランティアグループの高齢化が進んでおり、市民主体による緑・花活動を継続していくための体制確保が課題です。



## 主な取組

### 1 特色ある公園の整備

- 都市環境改善、運動及びレクリエーションの場となる健康増進空間、季節感を享受できる景観形成、地域の文化伝承・発信の場、子どもの健全な育成の場、地域コミュニティ活動の拠点、防災性の向上等の観点からボール遊びができる公園や一時避難場所としての機能を持つ特色ある公園整備を進めます。
- 公園の多様なストック効果を高めるため、単なる施設の更新にとどまらず、利用頻度の少ない公園の効率的な集約や、機能の分散・集約を含めた整備、隣接する公共施設との一体利用などに取り組むとともに、公園間を結ぶネットワークづくりも進めます。

### 2 民間のノウハウを活かした公園の管理

- 大枝公園において、指定管理者の民間ノウハウを活かした管理や新たなニーズへの対応を行います。
- 一定規模以上の都市公園において、指定管理者による管理に移行し、維持管理のみならずイベントの開催や、キッチンカーによる飲食等、新たなにぎわい創出に取り組めます。

### 3 市民協働によるまちの緑・花

- 緑・花活動の担い手を育成するとともに、緑・花に携わる市民の活動を支援するため、協議会を設立し、講習会やイベント等を行います。協議会の運営を指定管理者で行うことにより、民間のノウハウを活用したより実践的な活動を展開します。
- ボランティアによる公園管理や緑・花活動を広げていくため、緑・花に関心のある民間企業や学校等に市内の公共花壇等での花苗の植付や育成、公園管理への協力を呼びかけます。



#### 市内に基幹的公園を計画的に整備

～大枝公園に続き、旧よつば小学校跡地も多目的公園に～

「元気をチャージするスポーツ・防災公園」をコンセプトに、守口市唯一の地区公園である大枝公園を、市民の多様なニーズに対応し、より多くの市民が利用できる公園へとリニューアルし、発災時に市民を守り支える防災公園としての機能も充実させました。また、本市で初となる公園施設での指定管理者制度を導入し、きめ細やかな公園の維持管理に加え、公園利用活性化のための魅力的なイベントの開催等、市民サービスの向上につながっています。



▲大枝公園

◀(仮称)旧よつば小学校跡地公園 (イメージ図)



## 5年後の守口像

- 1 ゆとりある歩行空間や、ユニバーサルデザインを考慮した都市計画道路及び主要な生活道路の整備を進めることにより、安全で快適に市民が歩行・移動できています。
- 2 自転車の走行空間の確保や運転マナーの向上により、市民が安全に自転車を利用しています。自転車駐車を整備することにより、駅前等の放置自転車が減少しています。
- 3 コミュニティバスやデマンドタクシーなど新たな「市民の足」の充実により、公共交通を利用して市民が移動しやすくなっています。

### 評価指標

| 指標名           | 初期値     |      | 目指す方向 |
|---------------|---------|------|-------|
| 1 都市計画道路整備進捗率 | 78.5%   | R1年度 |       |
| 2 放置自転車撤去台数   | 2,674台  | R1年度 |       |
| 3 コミュニティバス利用者 | 28,145人 | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 都市部の道路においては、歩道は歩行空間としての役割のみならず、並木道などの都市景観の形成、ライフライン等の収容空間、沿道へのアクセスのための空間等としても重要な役割を持っています。
- 高齢者や自転車に関わる交通事故が増えています。高齢化が進む中、誰もが安心して移動できる環境を整えていくことが必要となっています。
- 路線バスの休止や撤退が全国的にも大きな問題となっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 大阪市に隣接し早くから住宅建設が進んだ本市は、幅員の狭い道路が多く、十分な歩行空間や自転車走行空間の確保ができていない状況です。今後の道路整備にあたっては、移動空間としての利便性や安全性等の機能の確保にとどまらず、やすらぎや潤いの視点、人にやさしいユニバーサルデザインの推進により、地域に密着した快適で良好な道路空間を形成することが課題です。
- 2 本市の人口1万人あたりの自転車事故発生件数は減少していますが、高齢者の事故が多くなっています。歩行者の安全を確保するためには、「自転車は『車両』であり、車道を通行する」という原則のもと、歩行者と自転車の通行位置の分離を図るなど、歩行者の安全を守る取組を進めていくことが課題です。放置自転車の移送等により放置自転車は減少傾向にありますが、未だ放置自転車が目立つ状況にあることから、放置自転車対策をさらに進めることが課題です。
- 3 近年本市においても路線バスの縮小・廃止が行われています。市民の公共交通の利便性を確保するため、今後の地域公共交通のあり方を検討した上で必要な施策展開を行うことが課題です。



## 主な取組

### 1 安全で快適な歩行空間の整備

- 景観や防災面に配慮した、にぎわいとゆとりある歩行空間の創出を目指し、都市計画道路豊松月線等において、歩道拡幅や電線類の地中化による無電柱化、自転車通行空間や植樹帯の整備を進めます。
- 安全で快適に通行できるように、歩道の設置やカラー舗装等の路面標示により、各道路の特性に見合った歩行空間の確保に努めます。

### 2 安全で適切な自転車利用の推進

- 歩行者と自転車の通行位置を分離するため、守口市自転車活用推進計画に基づき、自転車走行空間を確保します。
- 自転車利用者のマナーを向上するため、交通安全教室等を開催します。
- 放置自転車を減らすため、市が有する未利用地の活用を含めて自転車駐車場の整備を検討します。

### 3 公共交通の利便性の維持・向上

- 人口減、高齢化を踏まえた上で、路線バスの継続、コミュニティバスやデマンドタクシーなどにより交通利便性を確保するため、成熟した都市型の地域公共交通のあり方を検討します。
- 東大阪市までの南伸を目指した大阪モノレール南伸事業（令和 11（2029）年度開業予定）において、門真市駅と（仮）門真南駅間の新駅がモノレール南伸と同時に開業できるよう、門真市と連携して大阪府及び大阪モノレール株式会社に働きかけを行い、その実現を目指します。



#### コミュニティバス「愛のみのり号」の運行

子育て世代・高齢者などが出かけやすい環境づくりの一環として、公共施設をつなぐコミュニティバス「愛のみのり号」を平成 29（2017）年度に 3 台体制で運行開始しました。また、平成 30（2018）年度には車いす仕様車を 1 台追加し、さらに、令和元（2019）年度には、東部エリアコミュニティセンターを起点とした巡回ルートに 1 台追加し、5 台体制で運行しています。認知度も上がり、利用者は増えてきています。



▲コミュニティバス「愛のみのり号」



## 5年後の守口像

- 1 管路の耐震化等を進めることにより、地震や豪雨災害等の自然災害時においても、必要最小限の上下水道機能を提供するための準備が整っています。
- 2 下水処理場の放流水の水質を維持するための取組により、流域の水質が適切に保たれています。
- 3 中長期にわたる投資と財源を見据えた施設の効果的な維持補修及び更新により、上下水道施設の資産が適切に管理され、上下水道事業が健全に運営されています。

### 評価指標

| 指標名                | 初期値   |      | 目指す方向 |
|--------------------|-------|------|-------|
| 1 水道基幹管路の耐震化率      | 35.1% | R1年度 |       |
| 2 下水処理場の放流水質基準超過回数 | 0回    | R1年度 |       |
| 3 老朽化した下水道管渠の改築率   | 47.5% | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 近年頻発する地震や豪雨災害の影響は甚大で多くの被害が発生しており、災害対応の強化が望まれています。災害時等の被害軽減のため施設の耐震化が急務ですが、限られた財源の中で災害等非常時を踏まえた有効的な施設の整備を行う必要があります。
- 水道水の水源である淀川では、近年は、随分と浄化され、環境基準もその項目の多くが達成されていますが、過去、水質事故の発生や環境ホルモン等特定化学物質の流出などが発生しており、引き続き安全な水の供給に向けた環境保全への取り組みが求められます。
- 人口減少等による水需要の減少に伴って、料金収入が減少する中、高度経済成長期に整備した施設が更新時期のピークを迎えており、健全な事業運営を維持することが難しくなっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 上下水道は重要なライフラインであることから、災害時等の被害軽減を図ることを目的とした更新や改良による整備に加えて、早期に業務を回復することができる体制づくりが課題です。
- 2 淀川の水質を保全するため、流域全体として上下水道の水質管理を強化することが大切です。また、本市下水処理場からの処理水は寝屋川を通じ大阪湾に注いでいるため、同河川への放流水質を排水基準に即して維持していくことが必要です。
- 3 上下水道施設を更新するには、膨大な費用が必要であるため、将来にわたり計画的で効果的な老朽化対策が必要です。上下水道の資産状況を把握し、将来の施設規模を勘案した投資と財源の整合を踏まえた予防保全的な維持補修などの計画的な更新が課題です。

## 主な取組

### 1 災害に強い上下水道の整備

- 災害発生時に適切な対応が速やかにできるように業務継続計画に基づき定期的に訓練を実施します。また、隣接市との協力体制を構築します。
- 災害が発生しても水道水を安定して供給できるように、基幹となる管路や施設の耐震化を計画的に進めます。また、災害時に広域的な水の融通ができるように災害連絡管を整備します。
- 大雨等が発生した時にも市街地が浸水しないように、大阪府や寝屋川流域の関係市と連携協力して総合治水対策のために必要な施設を整備します。
- 災害時においても避難所等で飲料水や生活用水が不足しないように、応急給水体制を整備します。
- 災害時においてもトイレ環境が維持できるように、避難所となる施設にマンホールトイレを設置します。

### 2 水道水及び放流水の適切な水質管理

- 安全な水を供給するために、流域の関係団体と緊密に連携し、水源から各家庭の蛇口に至るまでの水質を管理します。
- 下水処理場からの放流水質の排出基準を遵守し、これを厳しく維持するため、必要な設備を更新します。

### 3 持続可能で透明性のある事業運営

- 中長期にわたる財政計画に基づき、広域化も含め、施設の効果的な維持補修及び更新を行います。水道事業については、令和6(2024)年度からの大阪市との庭窪浄水場の共同運用に向けた準備を進めます。
- 施設と設備のスリム化を進めるため、規模を絞って設備投資を行います。
- 上下水道の財政状況については市民の理解をさらに深めるため、財政状況を定期的に公表します。



#### 応急給水

地震や水質事故による断水が発生した場合、応急給水を効果的に実施できるように、応急給水機材の備蓄や加圧式給水車を整備しています。



▲加圧式給水車

#### 浸水対策事業

大阪府及び寝屋川流域関係市で下水道と河川が一体となった総合治水対策を進め、地下河川や調節池などの施設を整備しています。



▲松下菊水放流幹線 内部(工事中画像)



## 5年後の守口像

- 1 住工共存への理解や共生を促進することにより、住宅と工場が近接している地域で、事業者が継続して事業を営んでいます。
- 2 従業員の定着や人材確保を支援することにより中小企業が事業を継続できています。ものづくり企業においては後継者が確保され、技術継承の取組が進んでいます。
- 3 商店街や小規模店舗の新たな魅力の発掘や商業環境の整備を促進することにより、特色ある商いを行うことを通じて、商店街が地域コミュニティの核となっています。

### 評価指標

| 指標名                         | 初期値   |       | 目指す方向 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 1 工業活性化支援補助金を活用して支援した事業者数   | — 社   | R1年度  | ↑     |
| 2 市内で就業する市民の割合              | 35.9% | H27年度 | ↑     |
| 3 商業振興事業支援補助金を活用して支援した商業団体数 | 8 団体  | R1年度  | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- 少子高齢化により、労働力不足や、技術を継承していくことが難しくなっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市には住宅と工業が隣接した地域があります。住工共生は、昼間にも従業員の目があるなど防犯上のメリットもあります。住工共生を目指して令和元(2019)年度に守口市工業振興条例を施行しました。しかし、工場の操業による騒音などが原因となり、企業の市外流出が生じていることから、住民と企業の双方において、住工共生の必要性についての理解を深めていくことが課題です。
- 2 中小企業における人材確保や後継者育成のニーズについて、守口門真商工会議所等と連携し把握に努めています。しかし、人材を募集しても応募者が少ないことから、必要とする人材を十分に確保できるように応募者を増やすことが課題です。また、人材の定着に向けて、中小企業における福利厚生の充実や労働環境の向上が課題です。
- 3 商業の活性化に向けて商店街等のイベント等を支援しています。しかし、経営者の高齢化により廃業する店舗が増加するとともに、廃業後も新たに店舗として活用されていません。地域住民から必要とされる商店街であり続けるために、守口市商業振興条例に基づき、市内大型店・商店会・経済団体が連携し、地域に根差した商業基盤の確立が課題です。

## 主な取組

### 1 ものづくりを続けられる住工共生環境の整備

- 守口市工業振興条例に基づき、住工共生への市民の理解を得ながら中小企業が健全に発展できるよう、市民の理解を深めるための啓発や、企業による周辺的生活環境を保全・改善するための設備（防音壁、街灯、緑化等）の設置や自社ホームページの開設、地域交流の取組を支援します。

### 2 中小企業における従業員定着や雇用確保の支援

- ものづくり技術を継承する後継者が確保できるよう、ものづくり企業における従業員の定着に向けた取組を支援します。
- 中小企業が必要とする人材を確保することができるように、高校や大学等に周知した上で合同企業就職面接会を開催するなど企業と求職者とのマッチングを支援します。また、『極の守』等の活用により、本市で働く魅力を発信します。
- 必要とする人材を確保することができるように、中小企業が多様な働き方に対応した就業環境を整えることを支援します。

### 3 地域コミュニティの核となることを目指した商店街等の取組の支援

- 地域住民の通いの場となり、共助を促進する地域コミュニティの核としての役割を商店街が担うようになるために、地域と連携して特色ある取組を展開する商店街等を支援します。



#### 極の守

守口が誇る、技あり企業 50 社を紹介した書籍です。

素晴らしい技術や魅力ある商品を扱う中小企業が数多くあることを広く発信し、地域経済の発展につなげるために作成しました。



▶ 極の守

#### 商業振興イベント

地域商業の振興を目的として、商業団体が販売促進や集客力の向上等のために実施する事業に対して、支援を行っています。

各団体が工夫を凝らし、地域のにぎわいや商業の活性化のための催しを行っています。



▲ 守口商業まつりスタートイベント  
「ダンスのチカラ選手権」



## 5年後の守口像

- 1 本市の地域資源を活用した取組やイベント等に磨きをかけるとともに、新たな魅力の創造に取り組むことにより、国内外にアピールできる魅力コンテンツが増えています。
- 2 広報誌、ホームページ、SNS、コミュニティFM等の多様な広報手段や夢未来大使、もり吉などを効果的に活用して、市内外の人に向けて本市の魅力を絶えず発信することにより、市内外の人々の守口市への関心や愛着が深まっています。
- 3 大阪・関西万博に向けて、国の内外からの来訪客を受け入れる取組を進めることにより、来訪客を通じて本市の魅力が世界中に発信されています。

### 評価指標

| 指標名                     | 初期値    |      | 目指す方向 |
|-------------------------|--------|------|-------|
| 1 魅力創出を目指した新規イベントの開催件数  | 5件     | R1年度 | ↑     |
| 2 市公式SNSのフォロワー数         | 8,603人 | R1年度 | ↑     |
| 3 外国人の来訪を目指した市が関わる取組の件数 | 0件     | R1年度 | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- SNSの普及等により、誰もが世界に向けて情報発信が容易に行うことができる状況となっています。その中で、魅力的な情報として認知され、共有されることが重要となっています。本市への愛着・誇りを高めるためにも、シティプロモーション活動が重要となっています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 いい夫婦フェスタや守口大根長さコンクール等、本市の特性を生かしたイベントが定着しつつあります。市民まつりは、大枝公園のリニューアルに伴い開催会場を広げるなど、新たな魅力を創造しています。今後も、地域資源を活用した本市ならではの魅力を、関係機関などとともに絶えず創造していくことが課題です。
- 2 情報の周知のための広報手段が多様化しており、本市でもSNSを活用した情報発信を始めました。また、もりぐち情報アプリを開発・提供し、本市の情報を発信しています。市内外の多くの方に本市の魅力情報を伝えるために、情報発信の内容の充実や時代に沿ったコンテンツの早期導入が課題です。
- 3 本市では、海外の姉妹・友好都市であるカナダ・ニューウエストミンスター市、中国・中山市や、国内の友好都市である高知県東洋町、和歌山県かつらぎ町、滋賀県高島市と様々な交流を行っています。時代の変遷とともに交流内容が変化してきていますが、引き続き、ニーズに合った市民相互の交流をさらに深めることが課題です。また、令和7(2025)年に開催される大阪・関西万博は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会であるとともに、国内外の観光客を増大させ、地域経済が活性化する起爆剤となる可能性があり、多くの来訪客を受け入れるための環境を整えていくことが課題です。

主な取組

1 本市らしさのある魅力コンテンツの創造

- 既存のイベントの魅力を高めるため、市民ニーズを踏まえ、開催場所や内容の見直し等を行います。
- 本市らしさのある魅力コンテンツを増やすため、民間を含めた関係機関との連携により、地域資源を活用した新たな魅力創造に取り組みます。
- 淀川は、本市にとって身近に自然と触れ合える貴重な親水空間であり、流域自治体との連携も視野に、今後もこの空間を地域の資源として活用し、その魅力発信をします。
- 市内企業との連携により様々な市の地場産品を創造、発掘し、ふるさと納税制度を活用した寄付の返礼品目に追加するなど、市の魅力を広く発信します。
- さらなる市の魅力度向上のため、なにわの伝統野菜である「守口大根」を市の貴重な資源として広くPRするイベントとして、守口大根長さコンクール等を実施します。

2 効果的な情報発信

- 守口の魅力を戦略的に発信するため、そのコンセプトを設定し、訴求する層のターゲティングを行った上で、市内外への効果的なシティプロモーションの取組を進めます。
- 市政情報やイベントなどに対する市民の関心を高めていくため、話題性のある企画や閲覧状況等の分析など、ホームページやSNS等の効果的な活用に努めます。
- 市外からの集客を増やすため、集客力のある夢未来大使の起用等により、インパクトのあるイベントを企画・開催します。

3 観光振興及び自治体交流

- 大阪・関西万博への来訪者を本市に呼び込むため、本市の地域資源を外国人の視点で再評価し、外国人が本市の様々な地域資源や市民の暮らしや文化にふれあえる体制を整えます。
- 大阪・関西万博への来訪者に、本市の文化や交通利便性をアピールできるように、大阪府等との連携により効果的な情報提供を行います。
- 姉妹・友好都市との交流事業を引き続き推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において本市がホストタウンを務める、アフリカ・ガンビア共和国との新たな交流事業などにも取り組みます。

**もりグッド**

### LINEアカウント開設

新たなSNSとして現在広く普及しているLINEの公式アカウントを開設。市政やイベント情報をプッシュ通知機能を活用して幅広い層への周知に努めています。

▶ 守口市公式 LINE アカウント

序論

基本構想

前期基本計画

巻末資料



## 5年後の守口像

- 1 市民への啓発や事業者への指導等により、市民が資源物の分別に積極的に取り組み、また、事業者がごみの適正処理を推進することで、ごみの排出量が減少しています。
- 2 環境問題への関心を高める普及啓発等により、日常生活や事業活動のあらゆる場面に「環境への配慮」が織り込まれ、実践されています。
- 3 大気・水質等の継続的な環境監視や事業者に対する指導により、良好な大気環境や水環境が保全され、また、快適な生活環境が確保されています。

### 評価指標

| 指標名 |               | 初期値   |      | 目指す方向 |
|-----|---------------|-------|------|-------|
| 1   | 1人1日あたりのごみ排出量 | 823 g | R1年度 | ↓     |
| 2   | 環境啓発の実施回数     | 17回   | R1年度 | ↑     |
| 3   | 公害苦情解決率       | 88.0% | R1年度 | ↑     |

### 施策を取り巻く状況

- 持続可能でよりよい世界をめざして、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロス、再生可能エネルギーの普及、生物多様性の保全など様々な環境問題の解決を目指した目標がSDGsとして掲げられています。行政、事業者、市民等のあらゆる主体が環境問題に関心を持ち、脱炭素・循環型社会の構築と良好な環境の保全に向けて取り組んでいくことが必要です。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 家庭系ごみについては粗大ごみの有料化やプラスチック製容器包装の分別収集などが、事業系ごみについては処理費用に対するコスト意識の高まりや事業者指導などが寄与し、ごみの排出量は平成20(2008)年度から1割程度減少しましたが、近年は横ばい傾向です。また、リサイクル率は、近年は20%程度で推移しています。事業系ごみについては排出事業者に対して適正処理を周知しているものの、搬入不適物である産業廃棄物の混入がみられます。家庭や事業者における、さらなるごみ減量・適正処理を進めていくことが課題です。不法投棄については看板の設置など発生防止のための啓発に取り組んでいますが、道路、公園、空き地等で年間300件程度発生しています。
- 2 市民や事業者向けの様々な環境啓発に取り組んでいます。市民や事業者における自発的な環境配慮行動の実践を促すため、さらに効果的な啓発を行うことが課題です。
- 3 環境関連法令に基づく事業者への指導や規制の強化等により、工場等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策が推進され、市内の大気環境は改善傾向にあります。一方、建設工事による騒音・振動・粉じん、野外焼却や飲食店からの悪臭など、生活に密着した公害苦情が年間30件程度発生しています。公害苦情が発生しないように事業者への指導等を効果的に行うことが課題です。



## 主な取組

### 1 ごみの減量化・資源化・適正処理の推進

- 家庭系ごみの減量化・資源化の推進のため、生ごみの水切りや紙ごみの分別の徹底等について啓発します。また、市民団体と協働して定期的に環境学習会を実施します。
- 事業系ごみの減量化・適正処理の推進のため、多量排出事業者に対して減量指導を行います。処理施設等で搬入不適物を発見した場合は、排出事業者に対して指導します。
- 不法投棄の防止のために、警察と積極的な情報交換を行うとともに、センサーライトの設置や防犯カメラの活用など、不法投棄をされにくい環境づくりの啓発に取り組みます。

### 2 環境配慮行動の促進

- 市民、事業者の環境問題への関心を高めるため、広報誌、コミュニティFM、SNS等で環境関連データや省エネ、食品ロス削減等の環境配慮行動の実践に役立つ情報を分かりやすく効果的に発信します。
- 市民まつり等のイベントにおいて、環境問題について楽しみながら理解を深めることができる体験型ブースを設けます。

### 3 生活環境の保全

- 公害の未然防止のため、工場・事業場に立入検査を実施し、規制基準の順守や施設の維持管理について指導や助言を行います。
- 建設工事に伴う騒音・振動・粉じんの発生を防止するため、工事業者に対して、近隣住民の生活に配慮した作業を行うよう要請します。
- 市内の環境の状況を把握するため、大気、水質、騒音の環境監視を継続的に行い、その結果を公表します。
- まちの美化推進のため、市民団体等と連携して、清掃活動や違反広告物の除去活動等を行います。
- 狂犬病予防とともに、猫等による生活環境被害の防止や殺処分ゼロを目指し、猫の不妊・去勢手術の促進や飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。



#### 主要駅前の環境改善

森林環境税を用いた、大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」補助の第1号として、大日駅前ターミナルに微細ミスト噴霧設備を設置しました。夏場にバスやタクシーを待つ間も、これまでより涼しく快適に過ごすことができます。

また、大日地区、守口地区では、路上喫煙禁止区域を定め、快適な都市環境を提供しています。



▲大日駅前ターミナルの微細ミスト



## 5年後の守口像

- 1 社会経済状況の変化などに十分に対応できる備えの確保と、新たな財政需要に的確に対応できる財政構造の確立により、継続して安定的な財政運営が行われています。
- 2 絶え間ない改革・改善の取組により、持続可能な行政運営が行われるとともに、時代のニーズに対応した魅力的な施策が展開されています。
- 3 少数精鋭組織の実現によって、将来にわたって安定的かつ効果的な行政運営が行われています。

### 評価指標

| 指標名               | 初期値     |      | 目指す方向 |
|-------------------|---------|------|-------|
| 1 財政調整基金残高        | 29.3 億円 | R1年度 |       |
| 2 経常収支比率          | 99.5%   | R1年度 |       |
| 3 人口1,000人あたりの職員数 | 4.1 人   | R2年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障関係費の増大や、公共施設の更新・統廃合・長寿命化に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれる一方で、新たな市民ニーズに柔軟に対応できる行財政運営が必要となります。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 経済状況の変化による市税収入の減少や災害等による臨時的な大きな支出などに対応するため、財政調整基金の積立てを着実に実施してきました。今後も継続して安定的な財政運営を行うためには、取組のスクラップ&ビルド等により、必要な財源を確保していくことが課題です。
- 2 本市では、事業の民間委託や指定管理者制度の導入拡大、事務事業評価による事業の見直しなど、多くの改革・改善を進めてきました。複雑多様化する市民ニーズや新たな行政課題にスピード感をもって対応していくため、必要な取組を次々と展開していくことができる行政経営の体制づくりや資源配分の仕組みづくりが課題です。
- 3 計画的な職員数の適正化に取り組み、本市の職員数は大阪府内でも最も少ない水準となっています。現在進めている改革・改善の取組をさらに進めていくためには、職員・組織両面においてさらなる能力向上を進め、少数精鋭組織となることが課題です。

## 主な取組

### 1 柔軟性等のある財政構造の確立

- 経済状況の変化による予期しない市税収入などの減少や、災害発生等の不測の事態による支出の増加などに十分に対応できる財源を確保する観点から、引き続き財政調整基金の積立てを進めます。
- 複雑多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造とするため、引き続き徹底した歳入確保に加え、不断の行財政改革による効果的な事業実施や経費等の削減に取り組むことにより、経常収支比率の引き下げに努めます。

### 2 効果的かつ効率的な行政運営

- 時代の変化や新たな市民ニーズに対応するための財源と体制を確保するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れるなど、改革・改善の取組や行政評価の取組をさらに進展させ、より効果的に事業の選択と集中を行います。
- 行政運営を効率化するため、周辺自治体等と連携し、広域行政や自治体連携による取組を拡大します。

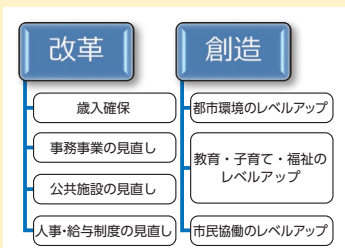
### 3 少数精鋭組織の構築

- 高い個の能力や専門性に裏付けられた少数精鋭組織を目指し、職員が最大限の力を発揮できるように人材育成・能力開発に取り組めます。
- 採用活動の工夫改善により、本市の将来を担う人材を計画的に採用するとともに、適材適所と能力本位の配置及び昇任管理を行います。
- 高度な専門性を有する業務において必要な人材を確保するため、多様な任用制度を活用します。
- 新たな行政課題や市の重要施策を円滑に遂行できるよう、目的達成に向けた最適な組織づくりや庁内連携を行います。



## もりぐち改革ビジョンの推進

「新しい時代に夢を、新しい時代に希望を託せるまち」を目指した「もりぐち改革ビジョン」（案）に基づき、スリムで筋肉質な自治体運営を通じた強固な財政基盤を確立し、国に先駆けた0歳からの幼児教育・保育の無償化など、多くの施策を実現しました。



▲「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案) 抜粋

◀ 11年連続実質収支の黒字を達成中



## 5年後の守口像

- 1 老朽化が進む公共施設について、今後の人口減少と市民ニーズの多様性を踏まえ、必要な規模や機能を見定めた上で、施設の改修や更新が行われています。
- 2 行政のデジタル化が進むことにより行政運営が効率化されるとともに、市民サービスが向上しています。
- 3 SDGs（持続可能な開発目標）の枠組みを活用した対話の場や仕組みが整い、行政・市民・企業・学校など多様な主体による課題解決に向けた共創が行われています。

### 評価指標

| 指標名                            | 初期値      |      | 目指す方向 |
|--------------------------------|----------|------|-------|
| 1 公共建築物等延床面積                   | 314,457㎡ | R1年度 |       |
| 2 ICTを活用した行政効率化及び市民サービスの新規創出件数 | 10件      | R1年度 |       |
| 3 SDGsに基づく新たな事業の件数             | —件       | R1年度 |       |

### 施策を取り巻く状況

- 公共施設について、個別施設計画に基づく対策効果を反映した「維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み」等に係る将来見通しを作成し、PDCAサイクルの確立が求められています。
- 行政手続のオンライン化の推進、オープンデータの推進、AI、IoT、クラウド等の最先端技術の活用が求められています。
- 国際社会では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12（2030）年を年限として「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて取組を進めています。

### 5年後の守口像実現に向けた現状と課題

- 1 本市の公共施設は、昭和30～40年代の経済成長期の人口急増に対応するため建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。人口減少と将来における市民へのサービス確保を見据え、限られた財源の中で、市民生活や市民活動の拠点となる公共施設に求められる機能を踏まえながら、公共施設の維持管理、更新等を図っていくことが課題です。
- 2 市民の利便性の向上や行政事務の効率化に向け、ICT活用に不慣れな人への配慮も行いつつ、様々な手続の電子化などICT技術・サービスの活用を拡大することが課題です。
- 3 様々な主体と連携して多様な課題への対応を進めていくにあたって、SDGsの枠組みを活用して市民や事業者、大学等とともに連携して課題解決にチャレンジするため、多様な主体との対話・連携・協働の場と仕組みを整えていくことが課題です。

## 主な取組

### 1 公共施設の適正管理

- 公共施設を適正に管理するため、維持管理コストの見通しや施設整備の方針などを記載した個別施設計画に基づき、効率的に維持管理・更新等を行います。
- 個別施設計画の内容を市全体の公共施設総合管理計画にフィードバックし、施設の集約化が必要となる場合には、市民ニーズに対応する機能を複合化するなど、公共施設全体のマネジメントに取り組みます。

### 2 行政のデジタル化の推進

- 公共サービス利用者の利便性を向上するため、紙の申請書の提出や窓口での本人確認を不要とするなど様々な申請や手続を電子化します。
- 行政事務の効率化や新たな市民サービスを創出するため、AI等の最先端技術を活用します。

### 3 SDGsの推進

- SDGsが広く市民や企業等に浸透するよう、SDGsの達成に向けた取組の意義について周知啓発を行う等、積極的な情報発信を行います。
- SDGsの枠組みを活用した多様な主体との共創を進めていくため、企業や大学との包括連携協定等を活用し、対話・連携・協働の場と仕組みを整えます。



#### 守口市役所 庁舎

市庁舎は、旧三洋電機守口第一ビルをリノベーションし、平成28(2016)年から運用を開始しています。

市民に開かれた庁舎をキーワードに、市役所機能だけでなく、年金事務所や大阪府守口保健所などを誘致し、複合化しているほか、地階には午後10時まで使用できる中部エリアコミュニティセンターも設置しています。

市が所蔵する美術作品の常設展示を行うなど、誰もが利用しやすく、親しみやすい庁舎を目指しています。



▲守口市役所 庁舎

## なにわの伝統野菜「守口大根」

長さ1 m以上、長いものは2 mを超えるものもある世界一長いといわれる大根です。

室町時代の守口、淀川周辺の畑で誕生したという説があり、その大根は漬物の材料とされ、天正13年に守口村に立ち寄った豊臣秀吉がその味を絶賛し、「守口漬」と名付けたとされています。

その後「守口宿」の名産品となり、明治時代には「守口大根」として広く親しまれましたが、街の発展に伴う農地の減少などにより、市内での栽培は衰退しました。

現在、守口都市農業研究会を中心に、市内農家など多くの方々の協力を得て、栽培方法の改良など、伝統野菜の継承を図っています。



MORIGUCHI CITY

# 巻末資料



1. SDGsについて
2. 分野別計画一覧
3. 守口市総合基本計画条例
4. 総合基本計画策定体制
5. 総合基本計画の策定経過
6. 市民参加・参画の取組
7. 守口市総合基本計画審議会
8. 市歌・市章・市の木・花・市民憲章

## 1 SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals、エスディージーズ)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、政府においても積極的に取り組んでいます。

本市においては、総合基本計画に掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現に向けて、市民、市内各団体、事業者等と協働しつつ、各施策、各事務事業を進めていくことを通じて、国際社会として取り組むSDGsの目標の達成に貢献します。

下記の表は、27施策とSDGsの17の目標との対応関係を示しています。

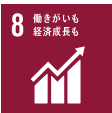









| SDGsの目標 |        | 1          | 2      | 3            | 4           | 5             | 6             | 7                  |
|---------|--------|------------|--------|--------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|
|         |        | 貧困をなくそう    | 飢餓をゼロに | すべての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに |
| 施策      |        |            |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 1   | 子ども・子育て支援  | ●      |              | ●           | ●             | ●             |                    |
|         | 施策 2   | 青少年        |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 3   | 学校教育       |        |              |             | ●             |               |                    |
|         | 施策 4   | 教育環境       |        |              | ●           | ●             |               |                    |
|         | 施策 5   | 人権平和・多文化共生 |        |              |             | ●             | ●             |                    |
|         | 施策 6   | 男女共同参画     |        |              |             | ●             | ●             |                    |
|         | 施策 7   | 健康         |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 8   | 地域福祉       | ●      |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 9   | 障がい者福祉     |        |              | ●           | ●             |               |                    |
|         | 施策 10  | 高齢者福祉      |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 11  | コミュニティ活動   |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 12  | 市民協働       |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 13  | 生涯学習・スポーツ  |        |              | ●           | ●             |               |                    |
|         | 施策 14  | 文化         |        |              |             | ●             |               |                    |
|         | 施策 15  | 防災・減災・縮災   | ●      |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 16  | 消防・救急      |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 17  | 防犯         |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 18  | 都市空間       |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 19  | 住まい        |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 20  | 緑・花・公園     |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 21  | 道路・交通      |        |              | ●           |               |               |                    |
|         | 施策 22  | 上下水道       |        |              | ●           |               | ●             |                    |
|         | 施策 23  | 地域産業       |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 24  | 魅力創造・発信    |        |              |             |               |               |                    |
|         | 施策 25  | 環境         |        |              | ●           |               |               | ●                  |
|         | 施策 26  | 行財政運営      |        |              |             |               |               |                    |
| 施策 27   | 公共サービス |            |        |              |             |               |               |                    |



## SDGsの取組の特徴

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| <b>普遍性</b> | 先進国を含め、全ての国が行動            |
| <b>包摂性</b> | 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」 |
| <b>参画型</b> | 全てのステークホルダーが役割を           |
| <b>統合性</b> | 社会・経済・環境に統合的に取り組む         |
| <b>透明性</b> | 定期的にフォローアップ               |

(資料)外務省「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて日本が果たす役割」をもとに作成  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/oda/sdgs/pdf/2001sdgs\\_gaiyou.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/oda/sdgs/pdf/2001sdgs_gaiyou.pdf))

| 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14   | 15  | 16  | 17  |
|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
| 働きがいも経済成長も  | 産業と技術革新の基盤をつくろう   | 人や国の不平等をなくそう  | 住み続けられるまちづくりを   | つくる責任つかう責任  | 気候変動に具体的な対策を  | 海の豊かさを守ろう  | 陸の豊かさも守ろう   | 平和と公正をすべての人に  | パートナーシップで目標を達成しよう   |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ●   |   |   |   |   |   |  |   | ●   |   |
|   |   |   |   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   | ●   |   |   |   |  |   | ●   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   | ●   | ●   |
|   |   | ●   |   |   |   |  |   | ●   |   |
|   |   | ●   |   |   |   |  |   |   |   |
| ●   |   |   |   |   |   |  |   |   | ●   |
| ●   |   | ●   |   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   | ●  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   | ●   | ●   |
| ●   |   |   | ●   |   |   | ●  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   | ●  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   | ●   |   | ●  |   |   | ●   |
|   | ●   |   | ●   |   |   | ●  |   |   | ●   |
| ●   | ●   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
| ●   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   | ●   |   | ●  | ●   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |
|   |   |   | ●   |   |   |  |   |   | ●   |

## 2 分野別計画一覧

総合基本計画を最上位計画として、個別の行政分野における計画を策定し、行政運営を行っています。  
なお、「計画期間」の記載がないものについては、終期の設定がない計画です。

| 計画等の名称<br>※計画名から守口市、〇次等の文言を削除   | 計画<br>期間 | 第6次総合基本計画の計画期間  |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 関連施策 |     |
|---------------------------------|----------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|------|-----|
|                                 |          | R<br>1          | R<br>2 | R<br>3 | R<br>4 | R<br>5 | R<br>6 | R<br>7 | R<br>8 | R<br>9 | R<br>10 | R<br>11 | R<br>12 |      |     |
| 総合基本計画 基本構想                     | 10年      |                 |        | R3～R12 |        |        |        |        |        |        |         |         |         | すべて  |     |
| 総合基本計画 前期基本計画                   | 5年       |                 |        | R3～R7  |        |        |        |        |        |        |         |         |         |      | すべて |
| 子ども・子育て支援事業計画                   | 5年       |                 | R2～R6  |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |      | 施策1 |
| 教育大綱                            | 4年       |                 |        | R3～R6  |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策3  |     |
| めざす守口の教育                        | 1年       | 毎年度策定           |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策3     |      |     |
| 学力向上プラン                         | 3年       |                 |        | R3～R5  |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策3  |     |
| いじめ防止基本方針                       | —        | H26 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策3     |      |     |
| 守口市立学校図書館基本計画                   | —        | H30 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策3     |      |     |
| 学校規模等適正化基本方針                    | —        | H24 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策4     |      |     |
| 魅力ある学校づくりをめざして                  | —        |                 | R1 策定  |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策4     |      |     |
| 人権行政基本方針                        | —        | H20 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策5     |      |     |
| 男女共同参画推進計画                      | 10年      | H28～R7          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策6  |     |
| 健康増進計画(食育推進計画)                  | 10年      | H24～R3          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策7  |     |
| 自殺対策計画                          | 3年       |                 | H31～R3 |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策7  |     |
| 新型インフルエンザ等対策行動計画                | —        | H25 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策7     |      |     |
| 国民健康保険データヘルス計画<br>(特定健康診査等実施計画) | 6年       | H30～R5          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策7  |     |
| 地域福祉計画                          | 5年       | H30～R4          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策8  |     |
| 障害者計画                           | 10年      | H29～R8          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策9  |     |
| 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画               | 3年       |                 |        | R3～R5  |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策9  |     |
| もりぐち高齢者プラン                      | 3年       |                 |        | R3～R5  |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策10 |     |
| 地域コミュニティ拠点施設基本計画                | —        | H25 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策11    |      |     |
| コミュニティ施設整備計画                    | —        | H28 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策11    |      |     |
| 市民協働指針                          | —        | H25 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策12    |      |     |
| 生涯学習推進計画                        | 10年      | H24～R3          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策13 |     |
| 子ども読書活動推進計画                     | 5年       |                 | R2～R6  |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策13 |     |
| 市立図書館運営方針                       | —        |                 | R1 策定  |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策13    |      |     |
| 強靱化地域計画                         | 10年      |                 | R2～R11 |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策15    |      |     |
| 国民保護計画                          | —        | H19 策定 (H29 改訂) |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策15    |      |     |
| 地域防災計画                          | —        | (H29 改訂)        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策15    |      |     |
| 都市計画マスタープラン                     | 10年      |                 |        | R3～R12 |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策18    |      |     |
| 立地適正化計画                         | 20年      | H29～R19         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策18    |      |     |
| 守口都市核周辺における将来都市ビジョン             | —        | H28 策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         | 施策18    |      |     |

| 計画等の名称<br>※計画名から守口市、〇次等の文言を削除 | 計画<br>期間 | 第6次総合基本計画の計画期間 |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 関連施策  |
|-------------------------------|----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-------|
|                               |          | R<br>1         | R<br>2 | R<br>3 | R<br>4 | R<br>5 | R<br>6 | R<br>7 | R<br>8 | R<br>9 | R<br>10 | R<br>11 | R<br>12 |       |
| バリアフリー基本構想                    | —        | H13～順次策定       |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 18 |
| 空家等対策計画                       | 5年       | H30～R4         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 19 |
| 耐震改修促進計画                      | 10年      | H28～R7         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 19 |
| 市営住宅長寿命化計画                    | 10年      | H25～R4         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 19 |
| 花と緑の基本計画                      | 10年      | H26～R5         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 20 |
| 公園施設長寿命化計画                    | 10年      | H26～R5         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 20 |
| 公園整備方針                        | —        | H31策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 20 |
| 自転車活用推進計画                     | 10年      | H31～R10        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 21 |
| 水道ビジョン                        | 10年      | H25～R4         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 22 |
| 水道事業経営戦略                      | 10年      | R1～R10         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 22 |
| 水道局アセットマネジメント                 | 40年      | R1～R40         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 22 |
| 下水道事業経営戦略                     | 10年      | R2～R11         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 22 |
| 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画         | 6年       | H30～R5         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 23 |
| 創業支援等事業計画                     | 10年      | H26～R5         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 23 |
| 都市農業振興基本計画                    | 10年      | R2～R11         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 23 |
| 地球温暖化対策実行計画                   | —        | H13策定 (R2改訂)   |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 25 |
| 一般廃棄物処理基本計画                   | 10年      | H29～R8         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 25 |
| 分別収集計画                        | 5年       | R2～R6          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 25 |
| 災害廃棄物処理計画                     | —        | H29策定 (R1改訂)   |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 25 |
| まち・ひと・しごと創生総合戦略               | 5年       | R3～R7          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 人口ビジョン                        | 46年      | H27～R42        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| もりぐち改革ビジョン(案)                 | 5年       | R3～R7          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 危機管理基本指針                      | —        | H23策定          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 定員適正化計画                       | 5年       | H30～R4         |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 人材育成基本方針                      | —        | H26策定 (H29改訂)  |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 特定事業主行動計画                     | 5年       | R3～R7          |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 26 |
| 公共施設等総合管理計画基本方針編              | 30年      | H26～R25        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         | 施策 27 |

### 3 守口市総合基本計画条例

平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合基本計画 基本構想及び基本計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の基本目標及び施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策を体系的に示すとともに、行政各分野の主要な施策をまとめた計画をいう。

(市民意見の聴取)

**第 3 条** 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民に意見を聴取しなければならない。

(守口市総合基本計画審議会)

**第 4 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、守口市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

4 審議会は、市長の諮問に応じ、総合基本計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

**第 5 条** 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

**第 6 条** 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(総合基本計画との整合性の確保)

**第 7 条** 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合基本計画との整合性を図るものとする。

(委任)

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

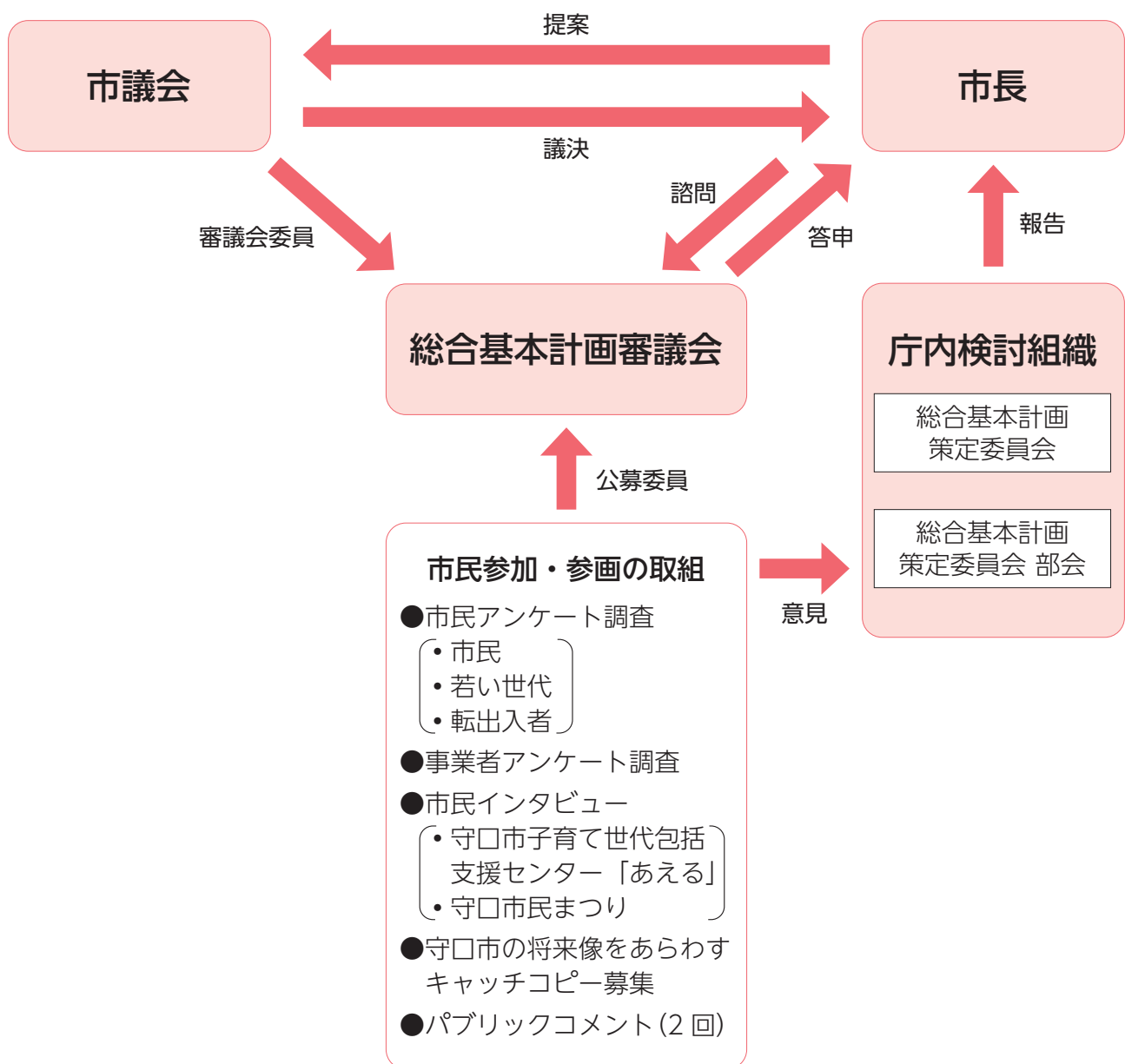
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市総合基本計画審議会条例の廃止)

- 2 守口市総合基本計画審議会条例（昭和 44 年守口市条例第 5 号）は、廃止する。

## 4 総合基本計画策定体制



## 5 総合基本計画の策定経過

|              |                           | 策定経過          | 市民参加・参画の取組                            |
|--------------|---------------------------|---------------|---------------------------------------|
|              | 3月                        | 守口市総合基本計画条例制定 |                                       |
| 平成31年度・令和元年度 | 4月                        | 策定方針の決定       |                                       |
|              | 5月                        |               |                                       |
|              | 6月                        |               |                                       |
|              | 7月                        |               |                                       |
|              | 8月                        |               | 市民アンケート調査の実施<br>●市民<br>●若い世代<br>●転出入者 |
|              | 9月                        |               | 市民インタビュー                              |
|              | 10月                       |               |                                       |
|              | 11月                       |               | 市民インタビュー                              |
|              | 12月                       |               | 事業所アンケート調査の実施                         |
|              | 1月                        |               |                                       |
|              | 2月                        |               |                                       |
|              | 3月                        | 計画(素案)の決定     |                                       |
|              | 令和2年度                     | 4月            |                                       |
| 5月           |                           |               |                                       |
| 6月           |                           |               |                                       |
| 7月           |                           |               |                                       |
| 8月           |                           |               |                                       |
| 9月           |                           |               |                                       |
| 10月          |                           |               | 総合基本計画審議会                             |
| 11月          |                           |               |                                       |
| 12月          |                           |               |                                       |
| 1月           |                           | 計画(案)の決定      |                                       |
| 2月           | 基本構想(案)について市議会2月定例会で審議・議決 |               |                                       |
| 3月           | 第6次守口市総合基本計画を決定           |               |                                       |

## 6 市民参加・参画の取組

### 市民アンケート調査

本市の魅力や課題、今後の居住意向などについての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

| 種別                             | 対象<br>(発送数)                 | 調査内容   | 有効回答数<br>有効回答率  |
|--------------------------------|-----------------------------|--|-----------------|
| 市民アンケート                        | 市内在住の21歳以上の市民<br>(2,000人)   | 守口市のイメージや住みやすさ<br>身近な地域での地域活動<br>守口での居住意向<br>守口市の今後のまちづくり<br>守口市政<br>など        | 1,001件<br>50.1% |
| 若い世代に対するアンケート                  | 市内在住の15～21歳の市民<br>(1,000人)  | 守口市のイメージや住みやすさ<br>仕事の希望<br>結婚・子育てに対する意識<br>守口市の今後のまちづくり<br>など                  | 291件<br>29.1%   |
| 転出入者アンケート<br>(守口市の魅力に関するアンケート) | 守口市に転入届、転居届、<br>転出届を届出された市民 | 引っ越し前後の住まい、家族構成<br>引っ越した理由、考慮した居住環境<br>守口市のイメージ、魅力、課題<br>引っ越し先として検討した市町村<br>など | 143件            |

### 事業所アンケート調査

市内に立地する事業所から本市での立地メリットや経営課題などについての意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

| 種別       | 対象<br>(発送数)                        | 調査内容  | 有効回答数<br>有効回答率 |
|----------|------------------------------------|---|----------------|
| 事業所アンケート | 市内に単独事業所又は本社を<br>置く事業所<br>(500事業所) | 事業所の現況<br>守口市に立地するメリット・課題<br>事業所の今後の意向・事業承継<br>人材確保<br>新たな顧客の確保<br>周辺住民との関係<br>守口市政<br>など | 141件<br>28.2%  |

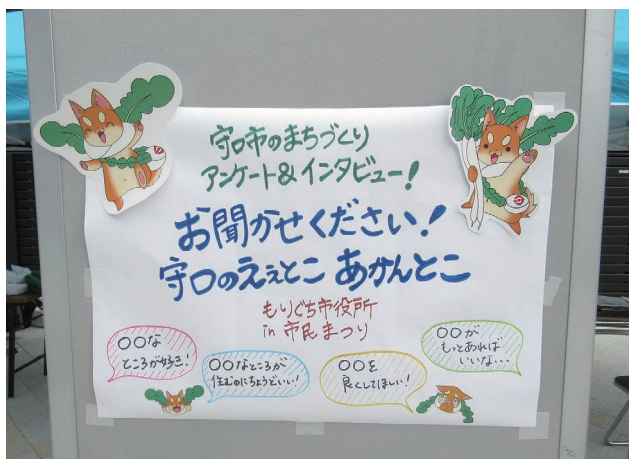
# 巻末資料

## 市民インタビュー

本市の魅力と課題についての市民意識、施策に関するニーズを把握するため、市民インタビューを実施しました。

| 種別                | 日時・場所                             | 調査内容   | 参加               |
|-------------------|-----------------------------------|--|------------------|
| 子育て世代インタビュー       | 令和元年9月5日<br>子育て世代包括支援センター「あえる」    | 住み始めたきっかけ<br>他市との検討の有無<br>守口市に決めた理由と参考にした情報<br>守口で生活していてよかったと思うこと<br>守口市の取り組みや情報を得る手段<br>守口市への要望<br>定住意向 | 「あえる」利用者<br>10名  |
| 守口市市民まつり来場者インタビュー | 令和元年11月3日<br>大枝公園<br>(守口市市民まつり会場) | 定住意向<br>守口市の魅力<br>守口市の課題   | 市民まつり来場者<br>172名 |

〈守口市市民まつり来場者インタビュー 当日の様子〉





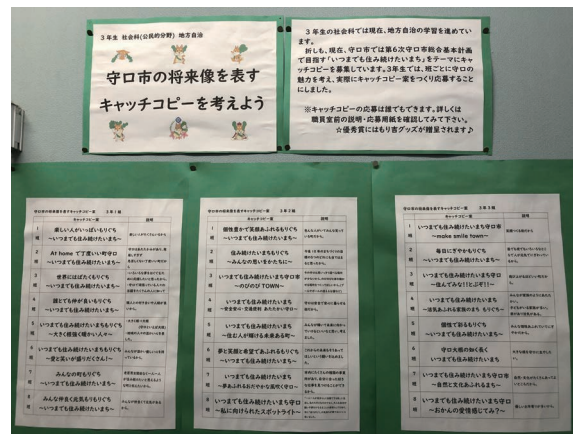
## 守口市の将来像をあらわすキャッチコピー募集

第6次守口市総合基本計画で目指す、新たな市のキャッチコピーを広く募集しました。

|      |  |
|------|--|
| 募集期間 | 令和2年9月28日から令和2年10月16日まで  |
| 募集内容 | <p>「いつまでも住み続けたいまち」に15文字以内でキャッチコピーを追加してください。</p> <p>【案のイメージ(キャッチコピーの使用例)】<br/>                 (例1)「将来都市像」の副題として追加 (例2)「将来都市像」の前に追加</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     いつまでも住み続けたいまち守口<br/>                     ~○○○○○○~                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     ○○○○○○もりぐち<br/>                     ~いつまでも住み続けたいまち~                 </div> </div> |
| 賞品   | もり吉グッズを贈呈(最優秀賞1点・優秀賞4点)  |
| 応募方法 | ホームページ、各施設設置のボックス投函  |
| 選考方法 | 守口市総合基本計画審議会で審査のうえ、決定  |
| 募集結果 | <p>447件(全国の皆様からご応募いただきました)</p> <p>[最優秀賞]<br/> <b>ちよんどうええ～、いつまでも住み続けたいまち 守口市</b><br/>                 (キャッチコピーの意味)<br/>                 都会すぎず田舎すぎずショッピングも食事も楽しめて医療も福祉も充実していて住みやすい町のイメージがあるので、それを「ちよんどうええ～」と表現してみました。</p> <p>[優秀賞]<br/>                 ●笑顔のまち、ここが私のふるさと<br/>                 ●いつまでも住み続けたいまち 夢と笑顔と安心と<br/>                 ●いつまでも住み続けたいまち守口 ～かがやく笑顔、たしかな未来～<br/>                 ●あふれる笑顔・輝く未来 ～いつまでも住み続けたいまち守口～</p>  |

### 〈応募の取組事例～八雲中学校～〉

守口市立八雲中学校では、社会科の地方自治の授業として、このキャッチコピー募集に取り組んでいただきました。守口市の魅力を考えてもらい、3年生の全クラスから、たくさんのキャッチコピー案が応募されました。



## パブリックコメント

### ①「第6次守口市総合基本計画（素案）」にかかるパブリックコメント

守口市が作成した「第6次守口市総合基本計画（素案）」を市民の皆さまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するためパブリックコメントを実施しました。

|      |  |
|------|--|
| 募集期間 | 令和2年4月7日から令和2年5月15日まで  |
| 募集方法 | 広報もりぐち4月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付 |
| 提出状況 | 意見件数 31件   |

### ②「第6次守口市総合基本計画（案）」にかかるパブリックコメント

守口市総合基本計画審議会からの答申を受けて作成した「第6次守口市総合基本計画（案）」を市民の皆さまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するためパブリックコメントを実施しました。

|      |  |
|------|--|
| 募集期間 | 令和2年12月14日から令和3年1月13日まで                                      |
| 募集方法 | 広報もりぐち1月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付 |
| 提出状況 | 意見件数 27件   |

## 7 守口市総合基本計画審議会

### (1) 守口市総合基本計画審議会委員名簿

| 氏名               | 所属                                |
|------------------|-----------------------------------|
| 1号委員（市議会議員）      |                                   |
| 阪本 長三            | 守口市議会議員                           |
| 竹嶋 修一郎           | 守口市議会議員                           |
| 土江 俊幸            | 守口市議会議員                           |
| 西田 久美            | 守口市議会議員                           |
| 服部 浩之            | 守口市議会議員                           |
| 水原 慶明            | 守口市議会議員                           |
| 2号委員（学識経験者）      |                                   |
| 岡山 敏哉            | 大阪工業大学 副学長 工学部 建築学科 教授            |
| ◎ 河田 恵昭          | 関西大学 社会安全研究センター長                  |
| 久保田 健一郎          | 大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科長 教授            |
| 野田 遊             | 同志社大学 政策学部 教授                     |
| 松川 杏寧            | 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 災害過程研究部門 特別研究員 |
| 森 由香             | 特定非営利活動法人与よなかESDネットワーク            |
| 3号委員（市民）         |                                   |
| 岡内 香奈子           | 公募市民                              |
| 河野 弥奈子           | 公募市民                              |
| 寺岡 亜希            | 公募市民                              |
| 4号委員（市長が適当と認める者） |                                   |
| 秋山 準子            | 守口門真商工会議所 女性会 会長                  |
| 加藤 昌代            | 守口市民生委員児童委員協議会 副会長                |
| ○ 佐々木 佐智子        | 守口市赤十字奉仕団 委員長                     |
| 藤原 由美            | 大阪府政策企画部企画室推進課                    |
| 森 美恵子            | 庭窪地域コミュニティ協議会 会長                  |

◎会長 ○副会長

令和2年7月17日現在

※五十音順

## (2) 審議経過

|     | 日程         | 内容  |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和2年7月17日  | 1. 審議会会長及び副会長の選出について<br>2. 総合基本計画(素案)の諮問について<br>3. 審議会の運営について<br>4. 基本構想(素案)の策定経過及び内容説明について<br>5. 今後の検討にあたり<br>6. その他 |
| 第2回 | 令和2年8月21日  | 1. 基本構想(素案)の検討について<br>2. 前期基本計画(素案)施策1～14について(説明)<br>3. その他   |
| 第3回 | 令和2年9月4日   | 1. 前期基本計画(素案)施策1～14の検討について<br>2. 前期基本計画(素案)施策15～27について(説明)<br>3. その他  |
| 第4回 | 令和2年10月30日 | 1. 基本構想(答申案)について<br>2. 前期基本計画 施策1～14(答申素案)について<br>3. 前期基本計画(素案)施策15～27の検討について<br>4. 将来都市像にかかるキャッチコピーの選定について<br>5. その他 |
| 第5回 | 令和2年12月4日  | 1. 第6次守口市総合基本計画(案)の答申について<br>2. その他   |



審議会風景



答申の提出 (令和2年12月4日)

### (3) 諮問

守企第174号  
令和2年7月17日

守口市総合基本計画審議会  
会長 河田 恵昭 様

守口市長 西端 勝樹

#### 第6次守口市総合基本計画について（諮問）

守口市総合基本計画条例第5条の規定に基づき、第6次守口市総合基本計画基本構想及び前期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

### (4) 答申

令和2年12月4日

守口市長 西端 勝樹 様

守口市総合基本計画審議会  
会長 河田 恵昭

#### 第6次守口市総合基本計画について（答申）

令和2年7月17日付け守企第174号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

今後、本答申を尊重され、総合基本計画を策定されるとともに、この計画に基づき、様々な施策が的確に推進されることを期待します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見等についても十分に尊重され、市行政を推進されるようあわせてお願いします。

別添（略）

第6次守口市総合基本計画 基本構想（答申）

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画（答申）

# 8 市歌・市章・市の木・花・市民憲章

## (1) 守口市歌

守 口 市 歌

明朗に はつらつと 安西冬衛 作詞  
 ♩ = 112 - 116 古関裕而 作曲

のぼる たか-か-せの しの一のめ に  
 なりわい しげく ひとさわに  
 かがやく い-ら-か はてし-なく  
 せいさん ひびに はつらつと  
 にぎわい ひびに もりぐち し み  
 よ もり ぐ-ち-の このちか-ら

### 守口市歌

作詞：安西冬衛 作曲：古関裕而

- 1 のぼる高瀬の東雲に なりわいしげく人さわに  
 輝く麓はてしなく 生産日々に澆刺と  
 賑い日々に守口市 見よ守口のこの力
- 2 長柄船瀬の昔より 驛古く道ひろく  
 開けし都新らしく 京阪一路颯爽と  
 躍進一路守口市 ああ守口のこのすがた
- 3 梅に櫻に木犀に 正しきゆかり傳統の  
 ゆかしき馨がぎりなく 文化を四方に絢爛と  
 平和を四方に守口市 おお守口のこの誇
- 4 淀の川瀬はかわれども かわらぬいのちうけつぎで  
 礎固くとしえに 光を代々に燦然と  
 榮を代々に守口市 いざ守口のこの希望

昭和26(1951)年11月1日制定

## (2) 守口市章



「守口」の2文字を図案化したものです。

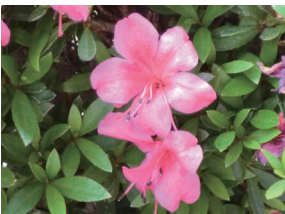
昭和26(1951)年に市制5周年を記念して、市民から公募した作品の中から選ばれたもので、「守口」の2文字を太く、力強く表現しています。

## (3) 守口市の木 くすのき



寿命が長く、強健かつ雄大で、古くから親しまれている樹木です。

## (4) 守口市の花 さつき



色彩感にあふれ、栽培も容易で、多くの市民が愛好するのにふさわしい花です。

## (5) 守口市民憲章

わたしたちは、自由と平和を愛し、人間尊重と自主自立の精神に立ち、互いに協力してよりよい生活を営むためにこの憲章を制定します。

1. わたしたちは、公害を出さないように心がけ、緑と広場のある生活環境をつくりましょう。
2. わたしたちは、お互いに仲良くし、あたたかい人間関係によって連帯感を育てましょう。
3. わたしたちは、自然と文化財を守り、教養を高め、常識豊かな社会人となりましょう。
4. わたしたちは、社会福祉を進め、特に青少年に夢を、老人、身障者らには行きとどいた愛の手を伸ばしましょう。
5. わたしたちは、市政に対して批判と協力を惜しまず、明るい守口市をつくりましょう。

昭和48(1973)年5月3日 制定

**第6次守口市総合基本計画**  
いつまでも住み続けたいまち 守口  
～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～

令和3(2021)年3月発行

発行者：守口市企画財政部企画課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2-5-5

電話：06-6992-1407

守口市ホームページ <http://www.city.moriguchi.osaka.jp>









守口市

